

# 第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 1 1 日

# 令和2年第1回座間味村議会定例会会議録

|  |                   |                         |               |         |
|--|-------------------|-------------------------|---------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                    | 令 和 2 年 3 月 1 1 日 |                         |               |         |
| 招 集 場 所                                      | 座 間 味 村 議 会 議 場   |                         |               |         |
| 開 議 会 等<br>日 時 宣 告                           | 開 会               | 令和2年3月11日 午前10時00分 議長宣言 |               |         |
|  | 散 会               | 令和2年3月11日 午後4時26分 議長宣言  |               |         |
| 出 席 議 員<br><br>( 応 招 )                       | 議 席 号             | 氏 名                     | 議 席 号         | 氏 名     |
|  | 1 番               | 宮 平 讓 治                 | 6 番           | 宮 平 清 志 |
|  | 2 番               | 宮 平 喜 文                 | 7 番           | 中 村 秀 克 |
|  | 3 番               | 垣 花 太 郎                 |               |         |
|  | 5 番               | 中 村 勇                   |               |         |
| 欠 席 議 員<br><br>( 不 応 招 )                     | 議 席 号             | 氏 名                     | 議 席 号         | 氏 名     |
|  |                   |                         |               |         |
|  |                   |                         |               |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                | 6 番               | 宮 平 清 志                 | 1 番           | 宮 平 讓 治 |
| 職務のため議場に出<br>席した者                            | 事 務 局 長           | 中 村 勝 宏                 | 臨 時 書 記       |         |
|  | 村 長               | 宮 里 哲                   | 教 育 課 長       | 中 村 悟   |
| 地方自治法第121条<br>により説明のため議<br>場に出席した者の職<br>及び氏名 | 副 村 長             | 宮 平 真由美                 | 船 舶 ・ 観 光 課 長 | 糸 嶺 直 生 |
|  | 教 育 長             | 中 村 光 男                 |               |         |
|  | 総 務 ・ 福 祉 課 長     | 宮 平 壮 一 郎               |               |         |
|  | 産 業 振 興 課 長       | 松 田 力                   |               |         |
|  | 会 計 課 長           | 垣 花 健                   |               |         |

# 令和元年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和2年3月11日午前10時00分開会）

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                                   |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 1   |        | 会議録署名議員の指名                            |
| 2   |        | 会期の決定                                 |
| 3   |        | 諸般の報告                                 |
| 4   |        | 行政報告                                  |
| 5   |        | 施政方針                                  |
| 6   |        | 一般質問                                  |
| 7   |        | 提出議案の説明（議案第3号～議案第13号まで）               |
| 8   | 議案第3号  | 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について            |
| 9   | 議案第4号  | 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について    |
| 10  | 議案第5号  | 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について        |
| 11  | 議案第6号  | 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について      |
| 12  | 議案第7号  | 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について       |
| 13  | 議案第8号  | 令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について    |
| 14  | 議案第9号  | 座間味村課設置条例の一部を改正する条例について               |
| 15  | 議案第10号 | 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について         |
| 16  | 議案第11号 | 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 17  | 議案第12号 | 座間味村手洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する条例について     |
| 18  | 議案第13号 | 座間味村景観条例の制定について                       |

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和2年第1回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 宮平讓治議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月11日から13日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月13日までの3日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

令和元年12月11日～令和2年3月13日

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 12月15日 | 第43回全国育樹祭               |
| 12月19日 | 例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）   |
| 12月20日 | 例月出納検査（一般会計）            |
| 1月 9日  | 南部地区市町村議会議長会役員会・定例会     |
| 〃      | 南部地区関係団体合同新年懇親会         |
| 1月21日  | 第1回南部広域行政組合議会・定例会       |
| 1月28日  | 定例会 自治会館3階 会議室          |
| 〃      | 例月出納監査（特別会計・航路事業特別会計）   |
| 〃      | 例月出納監査（一般会計）            |
| 1月30日  | 町村議会広報研修会               |
| 2月 7日  | 沖縄県介護保険広域連合議会全員協議会      |
| 2月17日  | 第1回臨時議会                 |
| 2月18日  | 沖縄県町村議会議長会定期総会          |
| 2月19日  | 沖縄県離島振興市町村議会議長会定期総会・研修会 |
| 2月20日  | 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会      |
| 2月21日  | 令和2年第1回南都広域行政組合定例会      |
| 〃      | 南部地区市町村議会事務局職員研究会研修会    |
| 2月26日  | 例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）   |
| 2月27日  | 例月出納検査（一般会計）            |
| 3月 4日  | 第1回定例議会全員協議会            |

3月11日 令和2年第1回定例議会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから3日間、よろしく願いをいたします。令和2年第1回座間味村議会3月定例会行政報告でございますが、お手元にお配りしているとおりでございますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

行 政 報 告

令和2年3月11日

令和元年第4回座間味村議会定例会（令和2年12月10日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

|       |        |                    |
|-------|--------|--------------------|
| 令和 元年 | 12月11日 | 座間味教育大綱            |
|       | 12月12日 | 結の会                |
|       | 〃      | 離島海運振興株式会社 株主総会    |
|       | 〃      | 観光大使池城氏面談          |
|       | 12月14日 | 全国育樹祭（お手入れ行事）15日まで |
|       | 12月17日 | 沖縄電力表敬             |
|       | 〃      | 斎藤総務大臣政務官来訪        |
|       | 12月18日 | 国保関連要請（町村会代表）      |
|       | 〃      | 内閣府荒竹参事官面談         |
|       | 12月19日 | 国保関連要請（町村会代表）      |
|       | 12月20日 | 御机贈呈式（全国育樹祭）       |
|       | 12月21日 | 渡嘉敷村高速船 出発式        |
|       | 12月24日 | WWF 協賛・共催依頼 ～26日まで |
|       | 〃      | 県企業局長面談            |
|       | 12月27日 | 官庁御用納め             |
| 令和 2年 | 1月 1日  | 年始会（座間味島）          |
|       | 1月 2日  | 船舶初興し              |
|       | 1月 6日  | 仕事始め               |
|       | 1月 7日  | 座間味村消防出初式          |
|       | 1月 8日  | 金融公庫来訪             |
|       | 〃      | 那覇港利用促進協議会         |
|       | 〃      | 内閣府の沖縄振興計画に関する説明会  |
|       | 〃      | 市町村長研修会・年始会        |
|       | 1月 9日  | 新造船建造工程会議          |
|       | 〃      | 南部振興会表彰式・南部関係団体新年会 |

|       |       |                    |
|-------|-------|--------------------|
| 令和 2年 | 1月10日 | WWF オープニングセレモニー    |
|       | 1月12日 | 座間味村の成人式           |
|       | 〃     | 県町村会正副会長会議         |
|       | 1月15日 | 県町村会県外視察研修 ～17日    |
|       | 1月20日 | 自治会管理組合県外研修 ～21日   |
|       | 1月22日 | 沖縄県町村会正副会長会議       |
|       | 1月23日 | 全国離島センター面談         |
|       | 〃     | 観光大使佐藤氏面談          |
|       | 〃     | 全国町村会正副会長会議・交流会    |
|       | 〃     | 内閣府との意見交換会         |
|       | 1月24日 | 沖縄担当大臣面談           |
|       | 〃     | 都道府県町村会正副会長研修・交流会  |
|       | 1月27日 | 南部市町村会理事会          |
|       | 〃     | 南部振興会理事会           |
|       | 1月28日 | 介護保険広域連合運営会議       |
|       | 〃     | 南部離島町村長議長連絡協議会役員会  |
|       | 〃     | 〃 定例会              |
|       | 1月29日 | 県介護保険広域連合会議（南部6離島） |
|       | 〃     | 県介護保険広域連合運営会議      |
|       | 〃     | 沖縄振興会議             |
|       | 〃     | 沖縄振興市町村協議会         |
|       | 〃     | 南部離島町村長議長連絡協議会定例会  |
|       | 1月30日 | 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会  |
|       | 〃     | 新百歳長寿者お祝い状贈呈（2名）   |
|       | 2月 4日 | ざまみむん市場通常総会        |
|       | 〃     | 阿真区評議委員会           |
|       | 2月 5日 | 子育て意見交換会           |
|       | 〃     | 女性力・平和推進課長ほか5名来訪   |
|       | 〃     | ケラマブルーカップ実行委員来訪    |
|       | 2月 6日 | リゾテック沖縄視察          |
|       | 〃     | スーパーヨット誘致拡大会議      |
|       | 2月 7日 | 沖縄県過疎地域振興協議会理事会    |
|       | 〃     | 沖縄県離島振興協議会理事会      |
|       | 〃     | 沖縄県町村会理事会          |
|       | 2月 8日 | 沖縄県過疎地域振興協議会理事会    |
|       | 〃     | 沖縄県離島振興協議会理事会      |
|       | 〃     | 「地域おこし・医療従事者」功労表彰  |
|       | 〃     | 沖縄県地域振興対策協議会理事会    |
|       | 〃     | 沖縄県町村会理事会          |
|       | 2月10日 | ユーコンセント 香川様表敬      |

|       |       |                        |
|-------|-------|------------------------|
| 令和 2年 | 2月10日 | 糸満那覇市議来訪               |
|       | 2月12日 | 南部広域行政組合理事会            |
|       | 〃     | 南部市町村会総会               |
|       | 〃     | 内閣府との意見交換会             |
|       | 2月13日 | 当初予算打合せ                |
|       | 〃     | 新型コロナウイルス関連関係者会議       |
|       | 2月14日 | 当初予算打合せ                |
|       | 〃     | 真玉橋ノブ研究所表敬             |
|       | 〃     | 新型コロナウイルス関連対策会議        |
|       | 2月15日 | 産業まつり・健康福祉まつり          |
|       | 2月17日 | 臨時議会（契約・専決各1件）         |
|       | 〃     | こどもプラン策定会議             |
|       | 〃     | 聖火リレー関連会議              |
|       | 〃     | 新型コロナウイルス関連各種団体長会議     |
|       | 2月19日 | WW協会大城会長面談             |
|       | 〃     | 添石会計士村長表敬              |
|       | 2月20日 | 沖縄県過疎地域振興協議会総会         |
|       | 〃     | 沖縄県離島振興協議会総会           |
|       | 〃     | 沖縄県国保連合会総会             |
|       | 〃     | 沖縄県土地開発公社理事会           |
|       | 〃     | 「地域医療従事者」表彰式           |
|       | 〃     | 沖縄県町村会総会               |
|       | 2月25日 | 南部保健所来訪                |
|       | 〃     | 県保健医療部糸数統括官面談          |
|       | 2月26日 | 座間味村PR動画クラウドファンディング打合せ |
|       | 2月27日 | ドコモ本社面談（療育関係）          |
|       | 〃     | 沖縄総合事務局運輸部長面談          |
|       | 〃     | 沖縄県市町村共済組合理事会          |
|       | 〃     | 〃 組合会                  |
|       | 2月28日 | 座間味村総合教育会議（臨時：コロナ関連）   |
|       | 3月 3日 | 首里城再建寄付金贈呈式            |
|       | 〃     | 町村会正副会長会議他             |
|       | 3月 5日 | 企業局長との面談               |
|       | 〃     | 離島海運振興株式会社取締役会         |
|       | 3月 6日 | 村道格上げ関連事務調整            |

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、第1回座間味村定例会において、私からの施政方針を申し述べさせていただきたいと思っております。多少長くなると思っておりますが、御理解をいただきたいと思っております。

## 令和2年度施政方針

### 1 はじめに

本日、令和2年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、令和2年度の予算をはじめとする諸議案など、村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民の皆様のご負託を受け、村長に就任してから今年の5月末には3期11年が過ぎようとしています。

この間、私の公約である「地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、産業の活性化で明るく元気な村づくり」の実現のため村議会議員の皆様をはじめ村民の皆様のご理解とご協力のもと各種施策を展開してまいりました。

令和2年度においても、私の3期目の公約実現のための重要な一年であるとの認識のもと各種施策に積極的に取り組むだけでなく、2年後に期限を迎える「座間味村第4次総合計画」において掲げてきた本村の将来像の追求にも注力し、職員と共に村政発展に努めてまいります。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

本村は島ちゃびの解消による「定住促進」、観光産業を中心とした「産業の活性化」、そして「行財政改革」を村政運営の柱としております。

定住促進においては、沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金事業）や沖縄振興公共投資交付金事業（ハード事業）等による各種施策を引き続き行うとともに、農業や水産業の基盤を整えることで就労の機会を増やすことに加えて、子育て支援、福祉の向上そして住環境の整備に取り組んでまいります。また高速船料金や給食費の低減について本年度も継続し、定住促進につなげてまいります。

産業の活性化に関しましては、リーディング産業である観光産業とリンクした一次産業の活性化が重要であるとの認識のもと農業や水産業の基盤整備に注力するとともに、対策が急がれているイノシシ等による農作物被害対策も昨年度に引き続きしっかりと行ってまいります。

観光産業に関する取組については環境省と連携しながら国立公園にふさわしい施設の整備を進めて行く一方、持続可能な観光地づくりに向けて自然環境や集落環境保全を取り入れた景観計画条例の制定や平成30年度に策定した観光振興計画に基づいた各種施策に取り組んでまいります。

各種施策の推進にあたっては、既存の補助事業の活用と併せて沖縄振興特別推進交付金事業をしっかりと活用し、学校施設整備、高速船建造そして戦後75年を迎え本村から平和の発信と後世へ史実継承のため平和・未来プロジェクト事業や戦跡事業等についてもしっかりと取り組むことで座間味村の一層の発展につながる施策展開を図ってまいります。

国においては昨年5月に、デジタルファースト法が成立・施行されました。法律の施行により、個々の行政手続きやサービスを一貫してデジタルで完結させる、行政手続の原則オンライン化が順次進められる予定となっております。

本村においてはこれまで、船舶チケットのウェブ予約やキャッシュレス化の推進等、デジタル化に取り組んで参りました。

国の動向を踏まえ、本村においても更なるデジタル化を推進するため、デジタルファースト宣言を行い、

ICT等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かした、観光・産業振興や住民サービスの向上を図りたいと考えており、例えば、船舶チケットの自動発券機、各種税金や施設利用料の電子決済の導入等について、検討してまいります。

既にデジタルファーストを宣言している先行自治体（浜松市・別府市等）の取組事例等を参考にしながら、住民や観光客の利便性向上を図り、持続可能な行政運営を進めるため、本村にふさわしいデジタル化に取り組んでまいります。

また、「座間味村史」発刊から30年余りが経過していることや、平成から令和へと新しい時代を迎えたことを踏まえ村史の続編の編集にも着手してまいります。

本村の懸案事項でいまだ実現に至っていない阿嘉島への駐在所の設置や村道慶留間阿嘉線の県道格上げ等についても引き続き国や県に支援を求めてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、「うつらない・うつさない」を大原則として国や県そして医療機関と連携し各種感染症対策に努めるとともに本村のリーディング産業である観光への影響を適切に把握しその対策を講じてまいります。

令和2年度当初予算は、特別会計を含め31億1千万円余りと予算規模が非常に大きくなっており、その財源の確保に苦慮する厳しい予算編成となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、法定外目的税「美ら島税」による財源の確保、公正公平な税負担や収納対策の強化に努めることを基本として行財政運営を行ってまいります。

## 2 「主要施策の概要」について申し上げます。

### 第1に、「行政一般について」申し上げます。

定住促進とあわせて安定的な人口の増加は行政サービスの維持や学校運営等にとって重要な要素であります。

沖繩振興特別推進交付金を活用した島ちゃびの解消につながる自動車航送運賃補助や、交通コスト低減のためのヘリコプター利用料金補助等を継続して行うとともに住環境の整備に努めてまいります。

役場においては職員の世代交代等により経験の浅い職員が多くなっていることなども踏まえ、行政サービスの充実を図るために課の事務分掌の見直しを行い、各種研修制度を活用し人材育成を図ってまいります。

また、村の財源の要となる税等の徴収率向上やふるさと納税の寄付を広く呼びかける等、財源を確保し行政サービスの充実に努めます。

### 第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスにつきましては、高齢者や障害者、子育て支援等について、より質の高い福祉サービスが提供できるよう、各種計画を着実に推進してまいります。

高齢者支援につきましては、認知症対策等の各種事業の継続実施及び充実を図ることで、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしく暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

障害者支援につきましては、障害者・障害児施策の更なる推進を図るとともに、障害福祉サービスや医療費助成を継続して実施し、障害者・障害児が安心して家庭や地域で暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

これらの施策を実現するため、本村では、重度心身障害者の方に対する医療費助成や専門性の高い治療や福祉サービスを受ける為、島外への通院等が必要な方に対し船舶運賃及び宿泊費の一部を助成する事業等を

実施しております。より質の高い幅広い福祉サービスが住民の皆様に提供できるよう、各種福祉施策の拡充に引き続き取り組んでまいります。

令和2年度は、「高齢者保健福祉計画」・「障害者福祉計画」の計画策定年度となることから、新たな現状と課題を踏まえ、高齢者や障害者の方々が安心して地域で生活できる環境づくりに資する計画の策定に努めてまいります。

子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るために、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ包括的な支援を行ってまいります。

新規事業としましては、産婦健康診査2回分にかかる費用を助成する産婦健康診査事業を導入し、産後ケアを行ってまいります。

親と子の健康支援を始めとする各種事業の継続実施と、将来を担う子どもたちの特性に合わせた療育相談の実施など家庭支援の充実を図ります。また妊産婦健診にかかる船賃及び宿泊費の補助や出産助成金の支給、中学3年生までのこども医療費の現物給付など引き続き支援を行ってまいります。

保育事業につきましては、昨年度、保育事業の整備を図るため、村内において子育て支援員研修を実施しました。現在、修了された子育て支援員の方々が、昨年開設しました認可保育園とファミリー・サポート・センターで保育に従事しております。

今年度も引き続き、充実した保育事業の整備を図るため、子育て支援員の方々と連携しながら子育て世代世帯の支援を行ってまいります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防対策に取り組むとともに、今年完成の歴史文化・健康づくりセンターを活用し新たな健康づくりの拠点の場とし村民皆で健康づくりを楽しめる事業を検討実施してまいります。また、感染症の予防接種につきましても任意接種の助成を拡大するとともに医療機関と連携し、接種率の向上に努めてまいります。特に風疹の予防接種につきましては、対象年齢の男性に対し、国の補助金を活用した、3年間の無料期間を設け、接種もれの無いよう抗体検査並びに予防接種を積極的に呼びかけてまいります。

国民健康保険事業につきましては、県が財政運営の主体となり3年目を迎えますが、今後も県と連携しながら制度の円滑な運営が行えるよう適切に対応してまいります。

また、国民健康保険事業等の適正化・健全化を図るため「第2期座間味村国民健康保険データヘルス計画」に基づく生活習慣病対策及び特定保健指導、特に糖尿病等の重症化予防の強化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業に関しても、被保険者の健康づくりの支援を行い、医療費の適正化と収納率の維持向上により財政の健全化に努めてまいります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

本村のリーディング産業である観光については、国立公園指定やこれまでの誘客活動等により、入域者数は増加傾向にあります。

この好調な状況を一過性のものとしないうえにも、平成30年度に策定した観光振興計画に基づき環境省を始め各種団体と連携しながら持続可能な観光地づくりを推進してまいります。

また、長年の課題となっております冬季の誘客活動や団体旅行誘致に関しましても引き続き観光協会等関係団体と連携を図り、県内外誘致活動や旅行代理店等への営業活動を積極的に行ってまいります。

更に、環境省が主体となって取り組んでいる「慶良間諸島国立公園ステップアッププログラム2020」が最終年度を迎えるにあたり、阿嘉島に設置されている「さんごゆんたく館」を拠点として環境保全や観光情報の発信を行うことで、慶良間諸島国立公園が世界水準の「ナショナルパーク」となるようブランド化を図ってまいります。また、本年度には、座間味村離島振興総合センター跡地に、緑地公園並びにバスターミナルの設計、環境省が事業主体となる「仮称 座間味島ビジターセンター」の建設を予定しており、村民、観光客の憩いの場の提供と併せて環境保護を発信する施設の運営について各種団体と協議をしております。

農業については、村待望の新規就農者に対して、農業経営計画等を総合的に判断し、座間味村としては初の認定農業者として認定を致しました。今後はこういった意欲のある営農者を多面的に支援する仕組み作りを行ってまいります。また、近年問題となっている外来のイノシシについては、昨年度に引き続き、沖縄県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」と連携しながら本村の「有害鳥獣対策事業」を推進し、村内からの根絶を目標として事業を進めます。さらに、いかに分布拡大させないかという視点から、近隣自治体と連携して対策に取り組んでまいります。また、これまでに行っていた捕獲事業だけでなく、営農環境の保全のための被害防除事業として、ワイヤーメッシュ設置の補助も同時進行で進めてまいります。

これらの取り組みにより、農家の方には安心して農業に従事して頂ける環境整備に努めてまいります。

水産業においては、漁業協同組合主体の元、沖縄振興特別推進交付金事業による環境整備により一定の成果が出てきております。今後は漁獲物の付加価値向上を図るとともに、ブランド化の確立を推進し、安定した需要の確保の観点から、ふるさと納税の返礼品としての活用も視野に入れながら支援を行ってまいります。

近年は若い漁業者が増えつつあり、水産業の発展につながっているところであります。引き続き漁業協同組合と連携を図り、更なる水産業の発展に努めてまいります。

また、産業まつりを通して新たな特産品が生まれる取り組みを積極的に支援するなど、産業全体の活性化につながる各種施策を展開してまいります。

第5に、「インフラ整備について」申し上げます。

港湾の整備につきましては、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し継続事業として整備を行ってきた座間味村歴史文化・健康づくりセンターが4月より供用を開始します。

同施設は、村民の健康の増進や資料展示、災害備蓄の施設としての利活用の他、現在取り壊しが行われている座間味離島振興総合センターの代替施設としても活用してまいります。

併設するシアタードームは、本年4月中の完成予定となっており悪天候時のアクティビティー施設としての機能を発揮できるものと考えております。

更に集客拠点として令和2年度より隣接地に屋外ステージの整備を行い令和4年度の供用開始を目指しております。座間味島祭りや座間味島ファン感謝月間をはじめとする各種イベントの開催拠点としての活用が期待できます。

更に座間味港の係留個所の増設やゲストバースなどの実現にいたっていない案件については、沖縄県に引き続き強く要望してまいります。

各区からの要望がある各島の港や、河川の管理等については、沖縄県はじめ関係機関に対し引き続き働きかけてまいります。

道路整備につきましては、令和2年度は村内7橋の橋梁長寿命化点検調査を行い老朽化対策について検討してまいります。

村道慶留間阿嘉線災害復旧工事については、長期間にわたり、慶留間地区・阿嘉地区の皆様には、ご不便をおかけいたしました。3月末で完了いたします。

また、村道慶留間阿嘉線・村道慶留間里原線の県道格上げについては、現在沖縄県と協議を行っており、引き続き協議を重ね早期に県道への移管に努めてまいります。

集落内の道路については、多くの要望がありますが、財政状況を踏まえ、補修計画に沿って補修工事を実施してまいります。

第6に、「住環境の整備について」申し上げます。

住環境の整備につきましては、阿真地区に定住促進を図るため、平成30年度から取り組んできました定住促進住宅6世帯の建築工事を本年2月に契約することができました。9月末完成を目指しております。

また、阿嘉島において民間から購入したペンションを共同住宅として改築するための入札不落が続き、契約に至っておりませんが、積算内容・入札方法等を検討し、早期契約実現に努めてまいります。

その他の公営住宅建設につきましては入居希望者の状況調査などを行い必要に応じて検討してまいります。

第7に、「廃棄物処理及び環境への取組について」申し上げます。

廃棄物処理につきましては、長年の懸案事項であった座間味島の熔融炉施設の解体工事を今年度、実施いたします。解体跡地にはリサイクルセンターの建設を予定しております。また年々、増加している廃棄物処理費用の財源にあてるために、昨年の第3回定例議会において可決されました指定ごみ袋の値上げ、そごみ及び適正処理困難物の有料化を4月より実施いたします。廃棄物の処理方法といたしましては、可燃ごみは、引き続き那覇市・南風原町環境施設組合の協力のもと委託を行います。不燃ごみ、資源ゴミについては、県内全域において処理が厳しい状況が続いており、処理ルートの確立に努めてまいります。本年度におきましても島にゴミを貯めない環境整備を行います。

また、毎年実施している海岸漂着物対策事業により、住民との漂着物回収調査や村内各学校での漂着物の専門家による学習の機会を設けるなど、環境問題についての普及、啓発など環境教育も引き続き実施いたします。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、沖縄県企業局を主とした水道広域化事業において阿嘉・慶留間島で海水淡水化施設が12月に運用開始予定となっております。それに伴い、今年度は阿嘉島集落内の配水管工事を行ってまいります。座間味島におきましては新たな浄水場整備に向け、引き続き県企業局と協議を進めるとともに、集落内の管路更新工事と設計を実施してまいります。

また、簡易水道事業経営安定化の財源となる水道料金現年分、過年度未収金分の徴収を引き続き強化してまいります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業においては長寿命化計画に伴う改築事業が終了し、続いてストックマネジメント計画の取り組みを令和元年度より実施しております。令和2年度からは長寿命化対策では対象とならなかった阿佐地区の機器改築更新を行います。阿嘉・慶留間地区の集落排水においては沖縄県で進めております汚水処理事業の広域化などを視野にいれより適切な管理運営について検討してまいります。また、環境保全には不可欠な下水道の接続につきましてはすべての地区において接続率の向上に取り組んでまいります。

第11に、「教育について」申し上げます。

教育においては、国際化・情報化が進展するなかで本村の特色を生かした学校教育や社会教育を支援し、効果的な教育行政を進めてまいります。

昨年、学校教育の情報化の推進に関する法律が施行され、学校教育現場においても、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、情報通信技術の活用が一層求められております。政府の未来投資戦略2019にて示された、児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち十分に活用できる環境を実現するため、国の補助制度等を活用しながら環境整備を進めてまいります。

今年度も外国人指導助手の配置や孀恋村交流事業、海外ホームステイ事業を実施することで多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成に努めます。

また、村出身の高校生に対し年4回の船舶運賃の補助事業及び児童生徒の参加する各種大会派遣費並びに国・県補助を活用した離島高校生支援事業についても引き続き助成を行い保護者の負担軽減と併せて児童生徒の学習意欲を高める環境づくりに努めてまいります。更に総務・福祉課と協同で実施する教育相談支援については、委託事業にて専門相談員を配置し定期的な相談・支援を行いより良い教育環境の構築と家庭における不安や困り感の軽減を図ってまいります。

学力向上推進計画の主要施策において、「授業改善」の視点を踏まえた「確かな学力」の向上の取り組みを推進し、児童生徒が自立し多様な未来を思い描けるよう引き続き取り組んでまいります。

学校給食に関しては、老朽化する調理器具の段階的な取替により食の安全確保を図り、衛生管理の徹底と地域食材を活かした旬の味覚を提供し、地域食文化の継承と、好き嫌いの軽減や健康に配慮した安心安全な給食を提供し、幼児・児童・生徒の健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくむ食育と環境づくりに努めてまいります。

幼稚園教育につきましては、引き続き「3年保育」を行います。

また、昨年10月より、座間味幼稚園にてスタートさせております「預かり保育事業」の充実を図ってまいります。

阿嘉幼稚園におきましては、幼稚園教諭の確保が出来てない状況にありますが、早期に同事業が実施できるよう人材の確保に注力してまいります。

学校施設整備については、入札不調により整備が遅れている阿嘉小中学校舎改築工事の早期着手と併せて、より良い教育環境の整備に努めてまいります。

社会教育に関しては、地域のニーズに応える生涯学習の普及・拡大、村民の健康保持・交流促進等のための社会体育の充実に向けての取り組みを行ってまいります。また、昔ながらの伝統工芸品の普及継承のため地域人材を活用した文化工芸継承事業に取り組んでまいります。

文化財保護事業については文化財審議委員会委員を中心に、国指定重要文化財高良家を核とした各地域に点在している文化財の保護や新たな文化財の発掘等に積極的に取り組み、観光産業とリンクした事業を展開してまいります。

一括交付金を活用した座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業（平成29年度から令和3年度）を確実に進め平和学習の拠点づくりを図ってまいります。

地域に根ざし、地域の特性を活かした教育活動を通し「地域の子は地域で育てる」を念頭に引き続き地域の皆様のご協力をいただきながら座間味村を学ぶための教育環境づくりにも積極的に取り組んでまいります。

以上、令和2年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、令和2年度当初予算については、

一般会計において、18億9,582万3千円

特別会計において、12億1,664万7千円  
総額は、31億1,247万円の規模となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の令和2年度の施政方針といたします。

令和2年3月11日

座間味村長 宮 里 哲

御清聴ありがとうございました。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さん、おはようございます。3日間よろしく申し上げます。まず最初に、新型コロナウイルスの件についてです。今新型コロナウイルスについて、現在世界では10万人以上の患者が出ているということで、日本ではもう約500人、県内では3人、患者が出ています。この患者が日本でもかなり拡大しているということで、きのうも56人という患者が出ていますので、もう右肩上がり患者がどんどんふえてきています。それについて4つほど質問したいのですけれども、まず泊港からフェリーざまみとクイーンざまみの乗船について、そのときの予防について、船内、また手の消毒、どのような形で対策をしているのか。それが1つと、今後村内で患者が出た場合、どのような対応をするかということについて、それが2つ目です。3つ目は、村内の大きな行事。今後どのような形で、どういうふうに検討しているのか。これから海開き、ゴールデンウィークの予約、それが大きな行事になっていますので、それをどうするのか。あと臨時休校になっている子供たちの家での過ごし、子供たちのストレスがたまっていないのか。その辺をどのような対応をしているのかということ、これが4つ目。5つ目が、診療所と保健所、PCR検査についてです。どのような形で、どういうふうにそういうコロナウイルスを発見するのかということをお伺いしたいのですけれども、まず一つに泊港からの乗船についての予防、それについてお伺いしたいのですが、私が見た結果では乗船するときに手の消毒とか、私が3週間前、4週間前ですか、そのときには手の消毒をされていなかったのですけれどもどういう形で、どういうふうに見ているのか。その辺を1番目にお伺いしたいです。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

おはようございます。きょうも一日、よろしく申し上げます。船舶に関しましては、手の消毒等とか、チケットを切る場合に船員のほうからは大きなものはやっておりません。乗る前に消毒液のほうで手すりとか、

椅子の周りのほうを消毒して乗船させるようにしております。それと船員はマスクをしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

感染というのは手から、感染率が一番高いと言われてますよね。まず、そういう病原菌をこの村内に入れない。玄関口がフェリー、高速船ですので、それを一番封じとめるのが、やはり一番乗り口ではないかと私は思うのですけれども、皆さんスーパーとかそういうところに入る前に必ず手の消毒をされていますよね。そういうのが準備されていますよね。それは大事ではないかと私は思うのですけれども、それについて大事さは感じないですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

船内においてもポンプ式のアルコール消毒を設置しておりますので、各自でやるように話をしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。一応これは感染率の一番高い入り口ですので、ぜひ気をつけてやってください。

2つ目です。今後、村内で患者が出た場合に、どのような対応をなさるか。それを行政側でどのようなシミュレーションをしているのか。その辺を教えていただきたいと思うのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。また3日間、よろしく願いいたします。ただいまの御質問ですが、村内で発生の場合、これまで行政としましては我々内部での会議、そして関係団体長との会議、そしてドクター等をお呼びして会議等、特にドクター等については3回の会議を持っております。それで感染が発生した場合、まず病院の受診について診療所からのお願いを賜っております。これについては、やはり熱、くしゃみ等があった場合には診療所へ一報くださいと、そういったことを周知させているところです。それで疑わしき患者が出た場合には村のほうに連絡をいただいて、この患者を待機させる場所、使用する車両、使用する船についてはこういったパターンで行きましょうということで申し合わせはしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

まずここは離島ですので、やはりどうしてもプライバシーを守らないといけないのが一番の…、まず出た場合の話ですよ。このプライバシーがやはりどうしても漏れていくというものがありますので、その漏れたときが一番怖いというのが、その辺に対する対策というか、そういうものも一応なされているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これについても、診療所とも確認をとっております。まず診療所のほうからも疑わしき患者があっても、

我々には患者名とか教えてもらうことはできなくて、実際に抗体検査をした後、指定感染症ということであれば、そのときに初めて我々も知り得て、最小限にやはり小さな村ですので搬送、船に乗せる場合、移送する場合にはそこはお互いで、周りの目もあるということでしっかりとベストな対応をしようということで申し合わせはしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

海外でもそういうコロナウイルス患者とか、かなり軽蔑されていますよね。そういうことにならないような形で対策を練ってほしいと思います。

3つ目に、村内での大きな行事に関して。ゴールデンウィークの予約、かなり予約が入っていると思いますので。海開き、大きな行事があります。これからまた別の行事もありますけれども、そこまでウイルスが引っ張った場合に、どういう形で検討していくのか。経済面でも大変だと思うのですが、その辺をどういう形をやっていくのか、ちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

海開き等とか行事については各種団体が主体となっておりますので、その団体の長と話をしながら、協議を進めながら、話していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

行事決定をするときにはやはりこういう形で行政関係、臨時会か、執行部と議員のそういう話し合いをする場所も設けてもらえるのか、その辺をお聞きしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

このイベントの行事等の主体となるものが村であるのであれば、いろいろと議員の先生方にも通知はするかと思いますが、各種団体長がやるものであれば、その長から連絡があるかと思いますが。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ゴールデンウィークのこういう大きな行事で、またいろんな民宿とか何かの売り上げにかなりつながりますので、そういう行事に対してやはりいろんな方向から考えて、どうするのかというのを私たちも相談に乗りたいと思いますので、ぜひ私たちにも一言それを教えていただきたい。乗船を縮小するのか、そういうもろもろとか、いろんなことがあると思います。ゴールデンウィークとかも、民宿とかそういうものはやはりそれが稼ぎ時ですので、ぱっとすぐいきなり決めるのではなくて、それをぜひ私たちにも相談していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの話は、例えば船の減便とかそういうことがあった場合だという話かと思いますが、もちろんそういう村民の皆様の生活へ直結するような大きな変更、あるいは考え方を示す場合は、もちろん臨時会ということにはならないと思うのですが、御相談を申し上げながら、あるいは議員の先生方だけではなくて、各種団体の長の皆様にも御意見を伺いながら判断することになるかと思っておりますが、船の減便とかそういうのは、今のところは考えておりません。先ほど課長からも話がありましたとおり、別の各種団体が主催するもろもろの行事につきましては、私たちがやるなということでは決してないのですけれども、政府の動向、あるいは沖縄県の動向も踏まえながら協議をさせていただける部分は一緒に協議をさせていただいて、一番ベストな選択ができるかどうかはわかりませんが、ベターな選択を選んでいくと。何分、このコロナウイルスの細かいところがわかっていないものですから、ちゃんとした判断がしばらく部分もございしますので、いろんなところから情報収集を続けていながら、できるだけ村内の経済に影響がないような環境づくりに努めてまいりたいと思いますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひこういう大きな行事は、村民の民宿経営者とかもかなり影響を受けますので、これはもう慎重に慎重を重ねて、それを判断してほしいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

あともう一つは、4つ目で臨時休校についてです。家庭での子供たちのストレスがたまっていないかと私は不安に思うのですけれども、それについて子供たちにどう対応しているのか。共稼ぎの家族ですと、やはり子供をそのまま放置しているのではないかとか、そういう子供がストレスでそのまま家で過ごしているのかと、それをちょっと心配しているのですけれども、それについてお伺いします。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

おはようございます。お答えします。国の要請によりまして、2月28日に、第3回座間味村総合教育会議を開催し、本村の小中学校、そして幼稚園の今後の措置について会議をしました。その結果、国からの要請及び総合教育会議の方針により、3月3日より休校という状況になっております。それに伴い学校側への要請といたしまして、午後3時までは自宅学習をお願いしているところであります。それでプリント学習等も学校側で作成し、子供たちに配付し、そして定期的に子供たちの学習状況、そして健康状況を家庭訪問をしながら確認をさせているところであります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。座間味村のホームページを見たら、そういう形で子供の生活で苦しんでいる、そういう質問があったら出してくださいとホームページにも載っていますので、やはりそれはすばらしいと私は思いました。ぜひ活用してください。

5つ目に診療所と保健所との、今問題になっているPCR検査の問題です。その辺が診療所では、まずPCR検査ができないという話で、保健所でしかできないというような今そういう話が出ていますけれども、その辺について御承知であれば、詳しく御説明をお願いできないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの件でございますが、去る2月17日に実際に保健所の方がこちらに来られて、我々、診療所、消防団と会議を持ったところです。その中で、やはりこの抗体検査のあり方についても話が出ました。当地では検査ができないので検体を採取して本島へ送って、具志川の研究所の検査所まで持っていくと。それから24時間の検査を行い、判定が出るということです。その結果をもって先生のほうで陽性、陰性という判断をして、それから搬送の段取りに入るということで、またその辺につきましては保健所のほうから各病院のほうに指示が来ているということで、診療所のほうもこれに基づいて対応をやっていくと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは座間味村の診療所、阿嘉の診療所と、やはり行政のほうから一応チェックはなさっているのですか。きょうの患者は、例えばそういう症状の方はいますかとか、そういうチェックは一応診療所にはなさっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これにつきましては、個人の御病気というのですか、個人の係る健康状況ですので個人情報ということで、我々が求めることも、また向こうが示すこともできないということで、これについてはお互いでしっかり守っているところですので、我々もきょう何名いたとかというのは、正直なところ情報を持ち合わせておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。一応個人情報ですので、その辺はやはり患者が出たということしかわからないというのだったらちょっとあれなのですけれども、そのコロナウイルスが発見されたときには手遅れではないかと私は思うのです。もう感染しているのではないかという形になると思うのですけれども、その辺が私はどうかと思うのですが、柔軟に、いち早く連携をとって、患者がいるのか、いないのか、それが拡大しているのかというの、そのときにはよりスピーディーにやってほしいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど課長が話したとおりなのですけれども、今回のコロナウイルス感染症に関しましては、発生して、まず疑いがある患者が出た場合にはもちろん検体を送って、それから感染をしているのか、していないのかというのがわかりますが、その時点で感染している場合、あるいは可能性がある場合には、できれば行政側にも情報としてはいただきたい。というのは、もしこの方が感染をしていた場合には、座間味村は救急がございませんので、消防団員、あるいは役場の職員が救急搬送という形で乗り物を活用して沖縄本島の病院に運ぶことになるのですが、今言われているのは持病を持っている方、高齢者の方は重篤化する傾向にあるという一般的な話がございますので、私たちの職員、あるいは消防団員の皆さんにも、もしかしたら持病を持っている方がいるかもしれない。そういった状況を考えますと、それをわかった上で救急搬送をしないといけないということもありますので、個人情報をしっかりと私たちも守るので、ぜひとも速やかに情報を提



松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

これも先ほど申しましたように個人的案件なものですから、そういった方をわざわざ呼び出して住民説明会ということは、行政としてはできないと考えております。がしかしながら先月、2月に阿嘉島でゴミ処理の住民説明会を行ったところ、この話も住民の方から意見が出ました。そこで私たちは、やはりその一人の、個人の特定した自動車だけのことではなく、島全体の廃車の処理として考えないといけないということで理解をいただいているところではあります。しかしながら先ほど垣花議員からありましたように、個人名とかは出せないですが、今後村としてもそういった悪質な廃車の方には行政執行等を考えておりますが、行政執行に関しては、最終的に行政執行をした後で本人からその債権を回収できるか。そういったことも踏まえながら行政代執行は行わないといけないということで、この辺は今のところやるかどうかというのは検討していきたいと思っております。しかしながらそういった悪質者に対しては、現在、民事・刑事も含めて法的手段を行う予定としておりまして、今顧問弁護士と相談しているところではあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。とにかくこれは早目に、去年の9月に私はできるかと思って期待していたのですけれども、もうことしの夏までにぜひ片づけるような形で頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

やはり刑事・民事に関しても結構な時間がかかります。まず基本的に、一般廃棄物処理法でやるのか、産業廃棄物処理法でやるか、そういったことも弁護士と相談しながら手続は行っていきたいと思っておりますが、やはりこの辺は調べるのにまた時間がかかりますので、この廃車がまず基本的に産業廃棄物なのか、一般廃棄物として捉えるのか。まずその辺を区分しないとイケないということから、ちょっと時間がかかると思いますが、今御指摘がありましたように早い段階で整備できるに、環境づくりに努めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。よろしくお願いします。

2つ目に、農業用地のフェンス。ゴミ処理場に行く手前の丁字路の、このフェンスです。ごらんになったと思いますけれども、あのフェンスは全く意味をなしてなくて、はみ出ていまして、景観が物すごい悪いのです。どうして景観が悪いのかと言いますと、草刈りができないのです。フェンスのために。このフェンス自体が意味をなしていないのです。何の意味をなしているかわからないのですけれども、フェンスだけが立っているような感じなのです。そのフェンスを撤去してほしいのですけれども、それについてどうですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

現在のところフェンスの撤去に関しては、村としては考えておりません。まずその理由としましては、向こうに不法投棄等がありますので、そこを今撤去してしまうと、さらなる不法投棄がふえる懸念がありますので、その辺は御了承いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

不法投棄の件に関しては、今から入るのです。不法投棄に行く前の手前です。生コン屋さんの前。それに対して畑石がありますよね。教育長が立てている畑石の、その後ろのほうのフェンスです。あのフェンスと、あと農業用水の出ているところの角のほう。あそこなども草刈りが全くできなくて、見通しがかなり悪いのです。このカーブ時点で。あそこもフェンスのために草刈りができなくて、見通しが悪い。フェンスは何をしているかと言ったら、フェンスは全く役に立っていないくて、そういう状況ですので私が言うのは、フェンスは撤去してほしいということなのです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

フェンスに関しましては、もともと補助事業で導入しているものだと考えられますので、そう簡単に撤去できるものではないと考えております。しかしながら、今言うように草が生えて景観が悪いということであれば、どうにか草を刈れるような手段がないか現場を確認しながら、環境にいいような整備をしていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

どうしてフェンスが撤去できないんですか。それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

補助事業で導入しているフェンスでありまして、補助金適正化法に基づいたら、なかなかそういった処分等は難しいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

景観があれだけ悪いと、観光地として、ちゅら島条例としても、条例で撤去できるのでないかと私は思うのですけれども、それに対するちゅら島条例がそんなに弱いものなのかと私は思うのですが、ぜひできれば撤去してほしいと私は思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御質問ですが、うちの課長が言っているのは補助事業でつくっている部分に関しては、補助金適正化法に基づいて補助金の返還等も含めてやらないといけないということと、それに行き着くまでの事務手続上も含めて、相当な労力がかかります。時間がかかりますというのが、まず一つございます。それと、特に阿嘉・慶留間地区におきましては鹿柵という形で柵を設けていたというふうに認識をしておりますが、大体、区側と行政側でどこに鹿柵をするのか。あるいは畑も含めて、畑の周り。そういった経緯でのフェンスだというふうに私は認識しております、この辺はもう一度さかのぼって確認しないといけないとは思いますが、

そういったもろもろの要件も確認をしながら撤去するべきであるという結論に至った場合には、またそれなりのことを考えていきたいと思いますが、まずはこれまでの事実関係、それから補助金であるかどうか。あるいはそれからの事務手続等含めて、すぐ1日、2日でできるものではございませんので、しっかりとその辺を検討していきながら、話を聞いていきながら、議論を深めていければと思っておりますので、ぜひ垣花議員には御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。これはできれば早目に撤去するような形で検討してください。

あともう一つ、農業用地の不法投棄、それについてお伺いします。一応前回もそれについてお話ししましたけれども、かなり見苦しい不法投棄ですので、それは御存じですよ。よろしくお祈りします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

もう一度。農業用地の、前回不法投棄された場所です。ごみ処理場の向かい、そこにいろんなフェンスをつくって、入り口のほうをつくって、鍵をつけて不法投棄されていますよね。これ以上ふやさないために鍵をつけていますけれども、その中の不法投棄を今後どうするのかということをお伺いしたいのですが、それについてよろしくお祈りします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

阿嘉島に限らず座間味島にも不法投棄の箇所が何カ所かあって、前回の議会でもお話しさせていただきましたが、座間味島、阿嘉島含めて、全部のごみを一気に撤去する費用はなかなか困難であるということから、今現在、定期的に来る那覇・南風原組合のごみ回収が来るときに少しずつ運んでおります。その中でも、やはり一気に撤去が難しいということで現在このように行っておりますが、令和2年度から海岸漂着物事業の、今環境教育が行っています発生抑制事業は学校関係の事業なのですが、今度から回収事業というものもエントリーしまして、この回収事業におきましては、今までの仕組みが回収してきたごみだけしか那覇に搬出できないという事業のメニューだったのですが、令和2年度より各自治体で回収している、そういった漂着物のごみの輸送も補助対象になることから、今令和2年度にはそういった事業にエントリーして、事業が採択されたら順次その事業も活用しながら、そういった座間味島も含めて海岸漂着物のごみについては随時輸送していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。一応このフェンス自体が、観光地の通り道になっているものですから、かなり見苦しいと。

そういうことですので、中が見えない方法で何とかやってほしいなど。それだけよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今御指摘がありましたようにフェンスも若干修繕が必要なことから、そういった対策もできないか、検討していきたいと思います。また、2月に行われました住民説明会のほうでも、向こうのほうにはごみは入れないようにということで住民の方をお願いしております。住民の方にも理解してもらいたいのは、やはり同じ住民が向こうに捨てているという意識も我々は説明していただいて、御理解をいただいているところであります。しかしながら、やはり全員が全員そういうわけではないものですから、今言うようにフェンスの修繕、また監視カメラ等も検討しながら、向こうの不法投棄をふやさないような仕組みをつくっていききたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひよろしくをお願いします。

4つ目に、旧シャワールームの廃墟です。ごみ処理場の入り口のほう。あれは全く使用してなくて、そのまま廃墟になっているものですから、それもずっと長いのです。これも六、七年、もつとなりますか。そのまま放置されたままです。あれは今後どうする予定なのか、教えてほしいと思いますけれども。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。現状を確認したところ、シャワー室及び公衆トイレと思われる建物でした。現在使われていない状況なので、解体に向けて検討してまいります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひそういうふうに、きれいにしてほしいと思います。見苦しいですので、よろしくをお願いします。

あと、もう一点です。農業用水の設置についてです。農業をされている方からの質問なのですが、適切な場所に設置がされていないのではないかと、排水のほうです。住民からの質問がありましたのでそれをちょっとお聞きしたいのですが、農業をされているところに使いやすいように設置してほしいのですが、その辺はどうですかということで聞かれましたので、ぜひそれについてよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今、阿嘉島の件でよろしいですよ。阿嘉島で今2カ所設置しております。そのうちで1カ所は西浜のところ。1カ所はたしかに集落内の畑に近いところに設置させてもらっていますが、要は場所がおかしいのではないかとのお話なのですが、一応場所の選定に関しては畑の近くで村有地ということで選んでいきますので、なかなか皆さんが畑をやっているちょうど中心のところに村有地がないものですから、やはり少し離れてしまっているというのはありますが、それでも車が通って水をくめるようなところに設置しております。

すので、この辺は御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

農業をされている方からの質問なものですから、やはり私たちにも質問が来たものですから、それで農業をされている方を集めて、そういう設置をするときには農業をされている方に住民説明会をやってほしいという質問がありましたので、ぜひ今後こういう形で、例えば農業用水とかそういういろんなものがあつた場合に、やはりそれに関連した人たちを集めて、私は今後、そういう形で説明をしたほうがいいのではないかと。そういうのは大事ではないかと思ひます。それはやはり農業でも、使いにくいために誰も使わなかつたらそれは無意味ですので、何のためにやつたのかという形になりますので、ぜひその辺は意見も聞きながらやってほしいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今お話しがありましたように住民説明会等は行つていませんが、今設置している箇所につきましては、いろいろと地域の農業者から確認して設置しているところであります。ここの集落内のもう1カ所、村有地もあつたのですが、そこは拝所があるからそこはできないという指摘があつたので、最終的にはもうここに至つた経緯となつております。しかしながら、今言うように使われていないということがあれば、我々も恐らくそういった周知不足かと思ひますので、極力農業者に周知して、その農業用水を活用できるような仕組みづくりは行つていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひよろしくお願ひします。農業をされている方に使いやすいような形でよろしくお願ひします。

私、この後もう一つの件ですけれども、北浜ビーチでのキャンプ場についてちょっと質問をしたいのですが、私が平成27年に第1回の3月にキャンプ場の件に対して質問をしたのですけれども、そのキャンプ場がかなり…なんて言ひますか、以前使われた方がやはり阿嘉島でもキャンプ場をぜひやってほしいと、そういうような話があつたものですから、座間味と違ひまして阿嘉はやはりシーズンオフにはもう全く観光客がいないのです。阿嘉・慶留間は。座間味はまだいるのですが阿嘉の場合はシーズンオフになると、もう本当に道も通つていない。店も閉まっちゃうというぐらゐ寂しいところになってしまうのです、シーズンオフは。それでシーズンオフを狙つて、ぜひ夜の星をピーアールして、そういうキャンプ場をつくつて、冬場をそういう観光につなげていったらどうかと思ひます。私は一番、やはりこのシーズンオフが阿嘉島ではほとんど観光客がいないのですので、冬場は食べる場所もほとんど閉めます。そうならないように、やはり何とか活性化をしてほしいと思ひまして私はキャンプ場を提案したのですけれども、それについていかがですかと思ひまして、ぜひお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。本村に指定しているキャンプ場は阿真地区のみとなります。過去にもニシバマキャンプ場の質問等があり、当時調査等を行つた経緯があります。阿嘉区等より設置について

は好ましくないという意見をいただいております。それで現在、村としても設置については考えていません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この設置をした場合に、阿嘉としてはやはり雇用が生まれて、本当に財源づくりにもできるようになるのではないかと私は思うのです。まず村の財源づくりに対して、座間味村もやはり財源はそんなに多いわけでもないですので、だからこれから先、こういうのを設置して財源づくりに走ってもいいのではないかと私は思うのですけれども。今まで村長の方針で前向きでいろんなものをつくってきて、それに対しては物すごく感謝していますけれども、それでこの財源を今度は考えてほしいと。キャンプ場というのは、かなり財源を生むらしいのです。リースからいろんなことをやって、お客さんも喜んでもらえるわけですから、それをシーズンオフに狙っていくわけですから、そのシーズンオフにいかにお暇をしないで、そういう活気を出すかということですね、やはり一番キャンプ場ではないかということで私は提案していますが、今後考えていなければ、ぜひこれを取り入れて考えてほしいと私は思いますが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございます。先ほど課長が答えたとおり、過去に垣花議員が提案する前の話なのですが、あつちはキャンプ場ですかという議論がいろいろありまして、当時阿嘉区の区長方々とも、私が村長になる前からだったと思いますけれども議論をさせていただいた経緯がございます。そのときには、阿嘉区としてはキャンプ場は要らないという話が当時からございまして現在に至っているというのが基本的な認識でございます。そういう施設をつくることによって新たな財源が生まれるというのも一つかもしれませんが、仮にキャンプ場をやるという形になれば、まずは最初に話をしないといけないのは、区民の皆さんが必要としているのかというところから始まるのかと思っておりまして、阿嘉区全体として、どういう形でやっていきたいのかというのをまずお聞きしたいなということが一つ。それと開設するにいたしましても、国立公園でもあるということも踏まえて、座間味村だけの決定はできませんし、関係機関との協議、そして開設するに当たってはそれなりの環境衛生に関する施設の整備等もありますので、できた暁には歳入として入ってくるのかもしれませんが、その前の各種整備の投資も含めて財源が必要になってくるというところも踏まえて、あるいは生活環境上の問題点はないのかどうか。そこが前回、一番大きい反対の理由だったのですが、そういったところも総合的に勘案しないとなかなか決定ができないのではないかと考えております。環境省との協議も含めて簡単な話ではございませんので、まずはうちの担当課長と阿嘉区の区長で意見交換をするところから始めさせていただいて、将来的な構想をつくるのかどうか考えさせていただきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひ今後でよろしいですので、もう一度検討してほしいと私は思います。以上をもって、私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございますには遅い時間ですけれども、おはようございます。コロナショックで不安な日々を迎えておりますけれども、お互い協力し合って、身を守りながら終息を待つことが最善の方法だと思います。あと、きょうは冒頭で黙祷もしましたが東日本大震災から9年となりました。改めてお亡くなりになった方々へ御冥福をお祈り申し上げます。それでは3日間、よろしく申し上げます。通告書に沿って質問をしてみたいと思いますが、今お手元にある私の一般質問の通告書、少し訂正がありますので、質問要旨の2行目です。補助金というところですか。ちょっと適切な表現ではないので、ここは削除してください。それでは、1つ目です。学校におけるICT環境整備について伺います。先ほど村長からも施政方針の中にありましたけれども、デジタルファースト化が施行されました。学校においても新学習指導要領の実施を見据え、最低限必要とされ、優先的に整備すべきICT環境についての整備方針を策定し、全ての教育委員会に2017年12月に通告されていると思います。まずは、聞きなれない言葉なのでわからない方もいらっしゃると思いますので、文科省のウェブサイトから一部抜粋していますので、ちょっと簡単に説明したいと思います。文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、2018年度以降の学校におけるICT環境の環境整備方針を取りまとめるとともに、その整備方針を踏まえ、教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画、これは2018年度から2022年度まで、これを策定しました。また、このために必要な経費については、この2018年度から2022年度までの単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされております。そのため、ICT教育の必要性が高まるにつれて、各自治体について教育環境のICT化の実現と人材育成が求められております。事前にお配りしている添付書類、ちょっとこれをごらんいただいでください。上のほうです。イメージなのですが、このようにどこかの大きい会社みたいにデスクに座っていますが、無線LAN化して一人一人にパソコンをつけるような感じになっています。その環境を整えば、その下にあるように遠隔授業も可能となってきます。まずは左側です。合同授業型、これは教室が離れていても、学校が離れていても、同時に授業ができるということです。真ん中のほう、教師支援型。これはある専門の方を通じて、離れていても授業が行える。右側の強化科目充実型というのは高校生になってからなので、これは後でいいと思います。2ページ以降に関しては、各自治体の詳しいデータがかなり細かく書かれていますので、これは皆さん、ぜひ後で目を通してください。そこで質問なのですけれども、2018年度から動き始めていると思いますが、今どのような進捗状況になっているか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。本事業は、国が2022年度までに目標としている水準であります。学習用コンピューターとして3名に1台程度、指導用コンピューターとして授業する教師に1人1台、そして大型掲示装置、超高速インターネット及び無線LAN、ICT支援員の配置等となっております。2018年度からの進捗状況といたしまして、本村は2018年以前にパソコン教室で生徒1人に1台できるような環境を整えております。大型掲示装置におきましても、平成24年及び平成25年度に電子黒板等を学校に配置しております。大型テレビも設置しております。超高速インターネット及び無線LAN整備につきましては、現時点でインターネットは接続をしておりますが、超高速と言われる基準は満たしておりません。無線LANも整備しておりませんが、今後必要性を見極めながら検討してみたいと考えているところであります。以上

です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

先ほど3人に対しての1台という表現と、あと授業のときは1人1台という表現があったのですが、もうちょっと詳しく聞いてもいいですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

当初、この事業自体が3名に1台というのがありました。しかし、現時点においては1人1台のパソコンが対応できるように整備されております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。この5年継続での単年度、約1,800億円の地方財政措置として財源が保障されていますけれども、こういうパソコンとか、いろいろそういう機材も購入されていると思うのですが、うまくそれを活用できているのか。また、今後活用の見込みがどのようなものがあるか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

現時点におきましては、十分に活用されていると思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

その十分にというところで、例えば具体的にパソコンが用意されているとか、無線LANとか、そういうものという理解でいいのですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

パソコンの台数が、座間味校におきましては14台、阿嘉校におきましては8台、慶留間校におきましては6台整備しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

単年度、国は約1,800億円のお金を用意しています。もうできる限りいろんなものを用意できるようにしていただければと思うのですが、今後の活用見込みというのは今の段階でどう考えていらっしゃいますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

これは2025年度までの5カ年計画の単年度が1,800億円となっております。地方財政措置は、いわゆる地方自治体の自主的な判断で使用できる一般財源というふうになっております。教育の情報化のために積算された地方財政措置で示されている金額につきましては、地方交付税として措置されております。教育全体にそのお金は活用されている状況にあります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

だから、今後どういった見込みがあるのか、ないのかというところを伺っているのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

今後こういった、ありますとおり1人1台の整備を検討してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。この事業に伴って、教職員にはどのような教育がなされているか。また、外部からの専門職員等の配置があるかも伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

学校教職員におきましては、夏休み等に国、または県が主催する研修会等に参加をさせていただいております。また、今年度は今後の情報、社会を見据えて外部の講師を招き、ICTを活用した研修を3校合同で実施しました。教育委員会といたしましては、指導主事が配置されておられませんので、専門的な指導に限界がありますので、そういった研修会を今後とも積極的に参加、並びに実施してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今年度からプログラミング教育が必修化されてくるのですけれども、今後の学習活動がどのように進められるか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

プログラミング教育の目的は、プログラミング的思考を育むこと、そして情報技術によって社会が支えられていることに気づくこと、コンピューターなどを上手に活用し、よりよい社会を築いていこうとする態度などを育むなどがあります。学校現場においては、各教科において子供たちに情報収集、整理、比較、発言、伝達する等の力を初め、情報モラルや情報手段の基本的な操作、技術を含めた教育を行ってまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。皆さん御承知のとおり、私も上がって新6年生の子供がいるのですけれども、この間一緒に、どういう感じか子供の反応も見ながらパソコンで調べてみたのですが、恐らく多くの大人の方、わけのわからない数字とか文字だらけの未知の世界と想像していらっしゃる方が多いと思うのですけれども、割と簡単な作業で、割と楽しみながら学べそうな感じでしたので、教育課長もぜひ学んでみてください。よろしくお願いします。戻りますけれども、小学校は今年度、あと中学校は次年度からのこの新学習指導要領の全面実施となります。それに向けて整備方針、また地方財政措置を踏まえて、学校のICT環境整備に係る費用をぜひ予算化して整備を進めていくことが課題ですので、ほかにおくれをとらないように、引き続き取り組みの強化をぜひよろしくお願いいたします。

続いて2点目です。総合センターの跡地利用について。座間味区との土地の件で、予定されているビジターセンターの建設事業が一時足踏み状態ではないかと思受けられますけれども、その土地の正確な情報と現段階の進捗状況です。どのようになっているか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。環境省が建設を予定しているビジターセンターの土地は、座間味区の所有の土地となっております。区有地であるにもかかわらず、その認識不足により御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。進捗状況といたしましては、12月に座間味区長にその旨を説明し、同月に役員会を開催していただいたところ、区長より「反対の意見もあったが承諾を得ることができた。行政は総会で区の土地を借用していることを説明してもらいたい。契約書については区長に一任することになった」との回答をいただいたので、契約書案を作成し、区長に渡しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この土地が区の所有地と気づいたのはいつごろですか。また、なぜすぐ区民に伝えることができなかったのか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

昨年の4月に総合センターの敷地に関しまして、登記を取り寄せました。そのときに気づきましたが、総合センターが既に建設されていたことや区の土地に対する認識が不足しており、承諾を得なくてもよいという考えで説明をしておりませんでした。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。今後この件について、説明会を開く予定はありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

役員会では承諾を得ていると伺っておりますが、コロナウイルス感染予防対策について、政府の要請も考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今、副村長がコロナウイルスの件が落ち着けばとおっしゃっていたのですが、そうですね。忙しい時期だとわかるのですが、確かに一部の区民から説明会の要望もありますけれども、この案件について議会でも区の役員会でも承認されていますし、個人的には、今この時期コロナウイルス、これはもういつ収束するかわからない状態で、また期限もかなり迫っていると思うので、待ってられないと思うのです。また、この時期は割と役場の職員は年度末、また年度始め、4月の頭です。さまざまな業務とか、引き継ぎやらなんやらで忙しい時期だと思いますので、職員の負担を考えても、その説明会ができるのかともいろいろ思います。だから個人的には、もう今回は文書配付でもいいのかと思っていますので、この状況ですからある程度の区民からの理解もいただけるとは思いますけれども、それもぜひ検討してみたいかと思っています。このセンター跡地に使用する区有地の面積はどれくらいありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

区有地の面積ではございますが、1, 246平米です。そのうち環境省のビジターセンターの建設予定の面積は623平米を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。改めて伺うのですが、それ以外の土地に関して、どのような利用予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

残りの土地に関しましては、村が公園とバスの発着所、屋外用のトイレとシャワーの施設を整備する計画となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今回の案件に関しては、先ほど副村長がおっしゃったのですが、村に不備があったということでこのような事態になっております。この住民の不信感を払拭しないといけないと思うのですが、このあたりを村長の見解もちょっと伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの件につきましては、まず副村長からもありましたとおり私たち行政側の認識不足もございまして、仕事が後手後手になってしまったこと、心からおわびを申し上げたいと思っております。本当に申しわけございませんでした。先ほど宮平議員からもありましたが、この施設に関しましては、既に国側の予算は固まっております、次年度執行しないと大きなプロジェクトの中の予算でございまして、使えなくなるという話も聞いております。ビジターセンターという施設は本村にとって、特に座間味島にとって、阿嘉島も

同様、必要な施設だと認識をしております、国立公園のピーアールだけではなくて、環境保護の啓発にも非常に大きな役割を果たす施設だと考えておりますので、一日も早くこの問題が解決するように、行政といったしましてもしっかりやっていきたいと考えております。先ほどありましたコロナウイルス関係でなかなか説明会が開けない状況というのもございまして、そのやり方につきましては非常に頭を悩ませているところではございますが、今御提案があったような話も含めて、区長を初め役員の皆様とも意見交換をする中で方向性をしっかりと見出して、特に区民の皆様だけではなくて、環境省の皆様方にも御迷惑がかからないような環境づくりに一生懸命努めてまいりたいと思いますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。このたびは本当に申しわけなかったと思っておりますが、しっかりまた頑張ってみますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。再度申し上げますけれども、この事案に関しては先ほど村長もおっしゃったのですが、村の認識不足の不備ということがあったかもしれないですけれども、もう既に議会でも、この役員会でも承認されています。このように、すごく恵まれたプロジェクト、すごく恵まれた予算の事業ですので、これがもう流れたとなると、それこそ大事になると思うのです。なので、一刻も早くこれは進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

3点目ですね。平成31年度、今年度の施政方針についてです。村政運営の基本姿勢として、定住促進と産業の活性化、あと行財政改革を三本柱として進めていくと1年前おっしゃっていたのですけれども、この1年の取り組みや結果、反省点などあれば、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

お答えします。行政運営の基本となります施政方針について、改めて取り組み内容の点検進捗と、いわゆるPDCAチェックの部分を出したところ、我々としては、結果としてはおおむね良好だったと考えております。少し申し上げますと、保育所の開園、幼稚園、延長保育の実施を初め、高速船建造への取り組み、災害道路の普及、人材育成のため県庁への職員の配置等の結果は見受けられております。しかしながら幾つか反省点といいますか、結果につきまして、阿嘉・慶留間地区での保育所の開設ができなかったこと。延長保育もできなかったことや、定住促進については繰り越しとなってしまったことや、阿嘉地区のリフォーム改修については繰り越しであります。また未契約であったということ。また、あわせて道路、また公共施設、区からの修繕要望等の箇所も結構ありましたが、優先順位をつけ対応したのですけれども財源問題等もあり、全てが対応できなかったといったところも見受けられました。そのため、引き続き令和2年度におきましても、施政方針を村長が冒頭に申し述べました、またあわせて各種経過に基づいて、全職員で行政運営を進めてまいりますので、引き続き行政運営に御協力、御理解を賜りたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。割と阿嘉・慶留間のほうの事業がおくれがちのようですので、またこれも今年度進めていながら、ぜひお願いしたいと思います。また1年後に令和2年度の方針について伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、継続質問です。これまで聞いた一般質問をしてきた部分の状況を伺います。まず1点目です。今年度の6月定例会の一般質問で出しておりました、港湾の安全対策での救命浮環の設置をしてはいかがと提案した部分についてです。何カ所かついていると思うのですが、確認の上でどこにあるか、その状況等を伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

先ほど休憩時間に配置図のほうは資料をお配りしておりますが、まず座間味港に3カ所、阿佐港に1カ所、阿真港に1カ所、阿嘉漁港に2カ所、慶留間港に1カ所設置しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。非常に安全対策としては素晴らしいと思います。また、ちょっと私も幾つか追加の部分があったり、またほかの安全対策があれば引き続き要望していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、今年度の9月の定例会で伺いました、昨年開設の保育事業所、座間味かいせい保育園の受け入れ状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

お答えします。昨年11月に開所しました村内の保育園でございますが、定員5名に対して5名の受け入れを行っております。またそのほか、事情があります一時預かり保育につきましては、1人ないし2人を預かっている状況でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。引き続き小さい赤ちゃんをお持ちのお母さんたちの悩みを聞きながら、ぜひ相談に乗っていただければと思います。

続きまして、平成29年度の、ちょっと飛びますけれども3月定例会での質問で、平成28年度から那覇署へ要望していると思います。阿嘉の駐在所の件です。その後の経過を伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

お答えします。その後の経過といたしまして、昨年11月、知事の行政施設の中で正式に要望を行い、その後12月に県公安委員会より回答をいただいたところでございます。この件につきましては、昨年12月の議会でもちょっとお答えしておりますが、公安委員会といたしまして地域の安全・安心の確保のため、阿嘉・慶留間地区を含めた県内の交番、駐在所の適正配置に努めていく予定との回答をいただいております。回答をいただいた以後、今のところ事務的調整等はございませんが、引き続き安心・安全な村づくりのため、要請活動については継続してまいります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

阿嘉・慶留間の方々からしたら、最近ちょっと治安が徐々に悪くなっているということも伺うことがありますのでぜひ早目に、駐在所が一日でも早くできることを願っております。

最後になります。平成30年度の12月定例会で古座間味ビーチのエリアの件でいろいろ伺っていたのですけれども、サンゴの保護活動もしながらということなので、その回復状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

お答えします。先ほど、朝一番に資料をお配りしました。去年から、4月19日、5月27日、5月31日と3回の意見交換会を経ております。座間味村環境省ダイビング協会、古座間味利用事業社、ライフセーバー等を行いました。それで意見交換会をして、2ページのほうに遊泳エリア区域の潮が満ちている時間帯のエリア、潮が引いている時間帯のエリアで、潮が引いている時間帯のエリアのほうで1、2、3というふうにモニタリングを行っております。ダイビング協会がモニタリング調査を行っておりますが、短期間だが回復傾向にあるとの報告を受けております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。細かいデータ、本当にありがとうございます。少しずつサンゴが回復しているような感じが見受けられるのですけれども、元のエリアに戻すというのは、今のところはまだ計画にはないのですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

これもまた各機関と調整をしながら、今後どういうふうに行くかというのを協議してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。では、引き続きよろしく願いいたします。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで午前の会議を閉じます。午後は引き続き、宮平譲治議員からの一般質問になります。午後1時30分から開会いたします。よろしく願いします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き、午後の会議を開きます。午前に引き続き、一般質問を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

午後もよろしく願いします。私のほうからは3点ほど質問を用意しておりますので、よろしく願いし

ます。まず初めに総合センターの跡地利用に関してですが、午前中の宮平清志議員にも同じような質問がありました。なるべく重複しないように質問していきたいと思っております。環境省が建設を予定している総合センターの跡地利用に関し、今いろいろ問題と申しますか、賛成・反対いろいろあると思うのですが、まず最初のスタートの段階で、この説明の仕方に私は問題があったのかと思っておりますが、今現在、座間味区の字有地ということとなって、であるならば、もっといろいろ考えがあるのではないかという意見の中で、今少しもめていると思っております。先ほど清志議員の中では、もうこの計画を進めるべきだという話でしたが、私はもう一度しっかりと議論をすべき問題と思っております。午前中の質問の中でも副村長の答弁の中に、昨年4月の時点で字有地ということがわかったという話がありましたが、座間味区の新しい区長が去年の10月に誕生して、その間、区長会だったり、座間味区の区長と顔を合わす機会が結構あったと思っております。なぜもっと早い段階でこのような説明ができなかったのか。もう一度伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。確かに譲治議員のおっしゃるようはこちらのほうがかちんとした説明を果たしていなかったことは、大変申しわけございません。実は阿真区の土地の問題に関していろいろな御意見が上がったときに、この座間味区の土地ということで再度専門家のほうに聞きましたところ、やはり区の詳細を得る必要があるということで、今回区長のほうに話した次第でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この座間味区の役員会においてもいろいろ議論がありました。その中で、先ほど座間味区からも承認を得て、議会からも承認を得ているという発言がありましたが、私も座間味区の役員会には参加しました。その中で私の認識としては、この問題を総会に諮るべきか、そうでないかという内容だったと私は思っているのですが、その中でもいろいろ意見がありましたが、つくる前提でこの問題を取り上げるのだったら、この問題に対して何も言うことはないのかもしれないのだけれども、この施設に対して本当に必要か必要ではないかと考えた場合に、この施設が必要ではないという意見も中にはありました。その中で、この役員会が終わった後に、区長もそうだと思うのですが、私も島の大先輩方々にこの話をするに当たって、字有地という話であれば、全然話は違ってくるという意見も聞いております。その中で今区長は反抗していない状況にいると思うのですが、今コロナウイルス等でいろいろ説明会等の開催が簡単にできないような状況にはなっているのですが、座間味の区長のほうから区の総会としてこの議題を取り上げるのではなくて、役場がきちんともう一度説明をしてくれと話をされたと思っております。その時点でコロナに関する問題はまだ上がっていない状況だと思うのですが、その辺はいかがですか。もう少し前の段階で説明会ができたと思うのですが。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御意見ですが、確かに説明会の話は区長のほうから聞いております。その後いろいろな調整事項がございまして、説明をしないまま今に至っているということでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

私もこの施設に関しては本当に必要かどうか疑問を持っているのですが、午前中の村長の答弁の中で、この施設をつくるに当たって、国立公園のピーアールであったり、観光保全の啓蒙・啓発につながる。それを周知する場所として、この施設がどうしても必要なのだという話だったと思うのですが、その程度と言いますか、それぐらいの話であるならば、今現在、村にある施設の中で十分ソフト面を考えれば、可能な問題だと私は思っております。港の観光案内所だったり、もうじき完成する施設などを活用しても全然可能ではないかと思っているのですが。もう一度、どうしてもこの施設が必要なのだという理由をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問でございますが、ビジターセンターの目的につきましてはこれまで環境省による説明がありましたとおり、世界水準の持続可能な国立公園を目指し、サンゴ礁の保全・活用、リトリートの実現を両輪とした公園づくりを推進していくための基盤施設として建設をさせていただくことになっていると聞いております。必要性におきましては、島の自然環境を守るマナーの普通啓発、それに係る展示や情報発信の担い、かつ公園の玄関窓口としての景観にふさわしく、観光案内の機能も備える施設となり、観光と自然の両立を図る観点から不可欠な施設であり、その他の施設とは違うと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今現在、村にある施設はそのような機能が備わっていないと思うのですが、その辺は人材育成の問題だと思います。建物をつくってどうこうする考えではないと思うのですが、どうしても必要というのであれば、過去に、三、四年前ですが漁協の施設の老朽化に伴い、その新たな建設場所として教員住宅浜屋荘の跡地を村に対してお願いした経緯があったと思うのですが、今漁協の話によると、その場所を提供してもらえなかったという経緯があったのですが、その辺の説明をちょっとお願いしてもいいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

すみません、着座にて説明させていただきます。確かにその当時、浜屋荘の解体に当たり漁協からそういった相談がありまして、細かい中身まではしっかりしたものは確認していないのですが、職員住宅も含めた漁協ということなので、それがもともと更地にして緑地にするとその当時は計画をしていたものですから、難しいのではないかということで1回はお断りしているところではあります。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今私も聞いた話によると、教員住宅の跡地浜屋荘から、今計画がある総合センターにかけて建物が老朽化した際、解体した後には、私もその一体、そのラインは全部緑地公園として村は考えていると。建物はなるべく建てたくないという話を私も伺っていました。それはそれで私はすばらしい案なのかと思っていたのですが、座間味漁協に関しては、村にとっても、地域住民にとっても、海人、漁師にとっても、絶対なくてはならない施設だと思います。その施設と、この環境省が今考える施設と、どちらが本当に村にとって、これから建てていかなければいけない、残していかなければいけない施設なのか。どう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

その当時、基本的に漁協の施設の状況を確認してなくて、漁協とお話したという経緯があります。今となりましては、現在漁協が活用しています施設もかなり老朽化していて、やはりそろそろ建てかえも必要なのかと村としても考えています。その際に、また漁協の経済力、そういったものもまだ確認していないものですから、今後は今おっしゃったようにその緑地帯とは別として漁業のあり方についても、今の事務所とか、その辺はまた検討していく材料だと思っております。また、そういった漁協の補助メニューにあれば随時相談に乗りながら検討していきたいと思っておりますが、今のところその1回のお話以来、何もありませんので、また漁協に関しては浜の活力再生プランというしっかりした補助メニューがありますので、そういった中でしっかりと県から事業採択をとれるなら、その辺も柔軟に対応できたらと考えております。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私は立ちましようね。補足をさせていただきますが、漁協からこういう話があったのは事実でありまして、いろいろな議論をさせていただきましたが、まだ具体的にどれだけの大きさなのかとか、いつつくるのかとかというのは直接私のほうでは聞いておりません。その前提での私と組合長、あるいは職員との意見交換の中では、先ほど松田が話をしたとおりでございますけれども、ただ、もちろん漁業協同組合という組織は、あるいはそこが入る施設というのはとても重要なものだと思っております、いつごろかはしっかり覚えておりません。その話が来たときに、例えば村有地、あるいはいろんな土地も含めて、お手伝いできるところはしっかりしていきたいということを申し述べたのが一つと、先ほど話したように今のところ教員宿舎跡地に関しては緑地帯で考えているのですということは確かに申し上げましたが、絶対にだめだということは言うておりません。ただ、私たちからお願いしているのは、もう少し具体的な話。いつごろなのか、あるいはどういった施設で、どういった内容で、どれぐらいの大きさなのか。そういった話が出てくると話はしやすいのではないかとということでお話をさせていただいた記憶がございますので、私のほうから補足で説明をさせていただきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

具体的な中身というよりも、どうしても島で大切な施設だし、今後もなくしてはならない施設です。場所としての提供はオーケーした後に具体的な中身は詰めることができると思いますが、今実際にこの環境省が計画している施設の中身等、カフェであったり、事務所ができるであったりとか絵に書いておりましたが、具体的に何もそこまで中身は詰めていないと思っております。今後どういう形でこの計画が進んでいくかはわかりませんが、私はもう一度、地域住民、役場、環境省、本当に村の限られた土地です。環境省がここに建てられたから、では漁協も今後浜屋荘の跡地でオーケーしましょうではなくて、最初で村が考えていた緑地帯も、今後村にとって緑地帯を残すことで景観上も含めて、環境も含めて本当に大切な考えだと思います。ですので、私の考え方としては具体的な環境省の施設の中身、これは今後募集もかけてくると思うのですが、カフェにしても中身の運営に関しては、環境省は今役場の中を活用して事務所がありますが、私は本来環境省が移動すべきだと思っているのですが、それは今考えていないという話を聞いていますので、その辺も含めて、その施設の管理も含めて、今後いいような形で組み合わせができないかと私は考えているのですが、その考えの一つとしてその中に漁協の機能も抱き合わせて、環境省の必要な施設、漁協としての機能も備

わった複合施設を計画できれば、村民誰も文句を言う…逆に喜ばれる。今後40年、50年ずっと残る施設だと思うので、午前中、清志議員は急ぐべきだという話もありましたが、私はもう少し時間をかけて、ちゃんと話し合いのもと、今後40年、50年先も村にとってつくってよかったという施設に、中身が備わるように議論できないかと思っているのですが、いかがですか。中身の設計も含めて見直してほしいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案といたしましては、いいアイデアだと思います。ただ、国の補助金の制度からしますと、例えば環境省がつくる施設の中に漁協が入るというのもすぐできることではないと考えておりますし、その辺は議論の余地があるかと思えます。また、漁業協同組合と直接話をさせていただく中で、お手伝いできるところをしっかりと漁業協同組合のために座間味村としてできることをやっていくというのはとても大切なことだと思いますので、まず漁業協同組合の新しい建物をつくる、つくらないを含めて、場所も含めて、まずはしっかり組合長とともに議論を重ねていきたいと思っております。それと先ほど副村長からもございました、これまで環境省のほうで積極的に区民、島民の皆様方に説明会を開いていただいております、この資料に関して今私の手元にございませんで、どこまで説明をさせていただいたかというのは今すぐは答えられませんが、できるだけ早急に環境省にお願いをして、これまでの説明会に使った資料でどの程度の説明をしたかというのは改めてお示しをさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

もっと議論すべきだと思っております。また環境省がこれまで説明した内容を見直すという話ですが、私も毎回説明会には参加しております。説明の仕方としては丁寧な説明で、ちゃんと住民の意見も取り入れた説明だったと思っております。ですが、この土地が座間味区の字有地なのか、そうでないのかで、もうスタートの段階で議論する中身が違ってきていると思っているから、今この一般質問にも取り上げているのですが、最初の段階でこの土地は座間味区の字有地ですよからスタートすれば、全然もっと違った意見や違った活用方法があるのではないかという、中身が全然変わってきたと思っております。説明の仕方としては問題ない説明だったと私は感じております。ですが、問題はもう最初の土地の所有が誰かということで今もめていると思っておりますので、その辺も含めて説明会もぜひもう一度やるべき、多くの住民に周知するべきだと思っております。私も区の役員会にも参加しましたが、そこでの決定した内容に関しては、私も含めて間違った判断をしたと私は感じております。その責任がとれますか、今区長が厳しい立場に置かれていると思っておりますが、その辺も含めて住民みんなで、本当に島にとって必要な施設になるように、もう一度話し合いの場を設けて、白紙に戻せとまでは言いませんが、もっとしっかり考える時間をつくるべきだと思っておりますので、よろしくをお願いします。私の考え方としては、漁協も絡めた複合施設。ただ募集をかけて、どこの事業所か個人かわかりませんが、中にカフェとして入ってくるような内容であるならば、ここまでの施設をハード面で村が整備する必要はないと…、国が整備するのも知れないけれども、そこまでの大きな予算を投じる必要はないと思っております。今ある施設内で十分調整すれば可能なことだと思っておりますので、それよりかは本当に、三、四年前に計画した緑地帯として何も建物は建てないという案のほうがまだすばらしいのかと思っておりますので、ぜひ御検討というか、私は見直してほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。この件に関しては以上です。

次に浄水場に関する質問ですが、きょうのスタートの冒頭にも議長のほうからありました。きょうは3

月11日、9年前に東日本大震災が起きた日でもあります。その際に多くの犠牲を経験し、その経験を無駄にすることがないように我々は今後考え、学ばなければならないと思っていますが、3.11東日本大震災の経験を踏まえて、厚生労働省が水道耐震化計画策定に伴う見直し計画を作成しておりますが、その中に浄水場の新たな施設建設、更新の際には高所を選定すべき、高台を計画することが望ましいとうたわれております。本村の防災計画を考える上においても、ぜひ浄水場建設に関しては高台を考えるべきだと私は考えております。今、村の考え方としてキャンプ場用地が適地だという意見と、県議会等でも取り上げられ、県企業局が高台3案を再調査した上で、高台での建設計画も作成していると伺っております。その辺も踏まえて、今村としてはどのような方向性を考えているのか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

大変失礼ながら、また着座にて御説明させていただきます。お答えします。先ほど県議会のほうでもいろいろお話がありました。村としましては12月に沖縄県企業局のほうから高台の調査を終え、低地案以外の4案の説明を受けたところであります。今お手元に先ほどお配りした資料の1枚目、2枚目が新たな案の箇所となっております。その中で私たちもこの説明を受けながら、長所・短所などを議論した結果、高台であれば、今のお手元にお配りしている資料の1-1で、もう一つに関しては、ほかの3案に関しては事実上厳しいだろうということで、今現在、村と企業局と協議していますのはこの1-1と現低地にあります阿真ビーチ隣接地の低地案、2案で今協議しているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

先ほどもお話しをしましたが村が考えているキャンプ場用地、国・県の防災上の指針の上においても津波の想定区域内、イエローゾーンで示されていて、普通に考えると、行政の立場から考えても、その時点でその場所から浄水場建設予定地として除外すべきだと私は思っているのですが、企業局が再調査の上、今考えている案がもう大変私は理想的な案ではないのかと思っているのですが、その辺も踏まえてもう一度村長、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

企業局と先日も意見交換会をさせていただきました。企業局はこの説明書で言う1-1の案がいいと言っているのですが、ただ1-1で行くという話ではなくて、まず高台案4案について調査をしたところ、私もそう思うのですけれども、4案の中では一番1-1がいいのではないかと。簡単に言えば、いわゆる既存の浄水場を改築して、そこにつくったほうがいいのではないかとということで、4案の中ではここに絞り込みましょうということ、当初計画を最初にしてきた低地案、この2案の中でお互いに議論を深めていきましようということで先日話を終えたところでございます。いわゆる原則高台という話は重々承知をさせていただいておりますが、私どもいたしましては、例えば既存の浄水場といいますか、新しい浄水場が別の場所のできると仮定した場合に、私たちは既存の浄水場の躯体を残して、ここを災害拠点にしたいと。そばにはヘリポートがあります。あるいは座間味区、阿佐区、阿真区から、村道、林道、あるいは避難道でつながっている場所でもあるということで、そこには躯体だけ残して中身を取り除いて、災害拠点施設をつくってきたいという計画もございました。そういったことも勘案しながら、いろいろとこれから企業局と調整をしてい

くことになろうかと思えます。また下の低地につくる場合、配水池は阿真チジのほうにつくるという説明もたしかあったと思うのですけれども、そういった意味ではある程度の水が高台にあると、配水池があるということも踏まえると、私といたしましては、まだこの1-1について詳細の説明を受けていない部分がございますので絶対とは言えませんが、今の時点では、まだ私のほうとしては低地のほうがいいのではないかと考えております。しかしながら、建設場所の決定については私の考えが絶対に優先されるということではもちろんございませんので、企業局の考え方、あるいは住民との合意形成をしっかりと図りながら決定するものだと考えておりますので、今回は企業局としっかりこの2案について、これから議論を進めていく中でできるだけ早く住民との説明会、あるいはその中でこういった形で場所の決定をしていくのかということの議論を深めていきたいと考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

可能性としてはどこにあると考えておりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

可能性は今の時点では言えないのですけれども、先ほど話したとおり私は細かい話をまだ聞いていない状況では低地がいいというふうに私個人では思っていますが、可能性の話は私のほうでは今申し述べることはできないと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今県議会が会期中ではありますが、今回も多く座間味浄水場に関する問題が取り上げられておりました。その中で先ほど村長もおっしゃいましたが高台高月案、既存浄水場を活用した案が最有力なのかと私も考えております。その調査結果の中で、高台候補地において、環境や景観への影響を最小限にするため、造成面積を縮小した既存浄水場用地の大部分を活用する案というのを企業局は作成しております。現在の高月山浄水場を最大限活用することによって、これまでの浄水場も、今後そこに施設ができなくなると、村で解体も含めた今後の対応を村の予算で考えないといけない部分もあります。その辺も含めて一番理想な、今既存の浄水場を活用することが村にとっても、今後の村の予算の活用面からしても、一番理想な案だと私は思っております。キャンプ場用地に建設した場合を考えると、きょうは3. 11、東日本大震災から9年経ておりますが、いまだに完全復帰には至っていない。そのことを考えましても、津波の想定区域内でこのような住民の、人の命にかかわる水の施設を建設することは、万が一何かが起こった場合の復旧にかなりの時間と予算が必要になってくると、素人目で考えてもそう思いますが、それが高台にあれば被災に遭わずに、それ以外の整備はそこまでの時間を要しないと私は考えております。ですから、もう一度高台案でぜひ検討してほしいと思っているのですが、もう一度村長のお言葉をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今防災、災害避難の観点からの御発言だと認識しております。まさしくそのとおりだと思っております。ですから違う視点で話をさせていただきますと、この既設の浄水場を壊してつくるということに関して、環

境負荷が少ないという話は重々承知しておりまして、これまでの4案の中では一番いいだろうと私も思っているというのは先ほど述べたとおりなのですが、災害が発生したときに先ほど述べたように水の配水池が阿真チジのほうにつくられるということが一つと、既存の浄水場の中身をくり抜いて、躯体、建物は残して、人がある程度寝たりすることができる。あるいは災害備蓄品が置けるような環境をつくりたいという話をさせていただいているのです。ですから、この場所につきましては先ほど話したとおり阿真区、座間味区、阿佐区からそれぞれのアプローチができる道がありますので、そういった形で活用したいと私たちは考えていたということがございます。そういったことも含めて、災害という観点も含めて、全て浄水場を通すなどということではないのですが、そういったところも総合的に判断をしながら、私だけが決めるわけではないのですが、私なりの判断もさせていただきつつも、住民の皆さんの話も聞き、さらに企業局との意見交換会をする中で議論を深めていきたいということでございますので、今絶対に下だとか、絶対に上だと私ができる立場ではないということはお承知おきいただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この問題は村長1人の考えで、ぜひ解決はしてほしいと考えております。多くの住民の意見を真摯に聞いて、考えてほしいと思っております。村長が今、既存浄水場の活用方法として、避難場所としての話をされておりましたが、災害が起きた際に1カ月も2カ月もずっと災害が起これ続けていることはないと思います。人は一時的に、3日だったり、1週間だったり、高台へ避難して命を確保することが可能だと思いますが、その後災害が去った際に、いざその後に復旧に向けて電気、ガス、水が必要になった場合に、キャンプ場用地に浄水場があった場合、この復旧にはかなりの時間と、予算も含めてかかると思います。命は助かっても水の確保はどうするかという話になると思いますので、企業局の県議会での説明の中には、可搬式の施設を沖縄本島から持ってきて、それで対応する等の話がありましたが、このような大きい災害が起こった際には沖縄本島もそれどころではないと思います。船の搬送だったり、いろんな面で簡単に物資だったり、その辺を運ぶだけでも大変だと思いますが、それを設置して水が活用できるような設備にかえるのもかなりの時間を要すると思います。その辺も含めて、ぜひこのような大切な施設は被災に遭わない高台を考えるほうがベストだと私は思っています。これ以上、村議会の場で議論をしても話は前に進まないのかと思いますが、ぜひ住民説明会の開催と企業局、役場、我々議員も含めて、しっかりといい形におさまるような議論ができればと思っていますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

人命第一、しっかりやっていきたいと思っております。いろいろな考え方がございますが、震災があつて津波が来た場合、あるいは下敷きになったり、いろんな実証がございますが、初動の1日、3日、5日、7日というのが一つの分岐点になってくるというのがいろんなところで話を聞いておりまして、まず人命第一に考えたときには何が優先されるのかというのは、もう一度私たちも考えていきたいと思いますが、現時点ではやはり1日、3日、5日、生き残るための備蓄品、あるいは生活する場所、雨露をしのぐ場所がほしいというのが今の時点での私の考えでございますので、そこも御理解をいただければと思っておりますし、住民説明会におきましては、先日企業局とも意見交換をさせていただく中で、企業局主催で、私たちも共催という形で座間味村、企業局でやっていくということが一つ、それとコロナウイルスということで沖縄県におかれては、各種県主催のいろいろな会合、会議等も自粛をしている状況なので、今すぐにはできないという

話もございました。これに関しましては座間味村も同じ考えでございますので、しっかりと議論をしながら、その住民説明会の開会に関してはしっかりとやっていきたいと思っておりますし、また企業局にもぜひ開いてもらえるような環境づくりをお願いしているところでございますので、またそこでいろいろな議論ができればと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

これまでに住民説明会に村長はまだ顔を出しておりませんが、コロナウイルスの今後の状況にもよりますが、住民説明会を早目というか、ぜひ開いてもらって、そこでしっかりと村長が住民と向き合って話し合いができる場を望んでおりますので、ぜひよろしくお祈いします。浄水場の件に関しては、以上です。

あと、最後の質問に移ります。これまでの確認ということで上げておりましたが、いろいろこれまでの議会での質問等をおさらいだったり、見直し、議事録を聞きながらいろいろ勉強したいと思っているのですが、これは我々議会の問題ではあります、議事録が全然アップされていないので、その辺の勉強等が全然できない状況にありますが、その辺議長ももう一度厳しく我々は考えるべきだと思っておりますので、よろしくお祈いします。その中で過去に質問した中で1点、ちょっと確認したいのですが、前の質問で旧ジャンジャンの用地に関してなのですが、トレーラーハウスを活用した事業計画がありました。その際に、そこは地主との契約の中でその場所を選んだと思うのですが、そこに隣接する土地に県の保有林、村の村有地が隣接していて、契約した地主の境界を超えての建設がされていないかという点で指摘をしたのですが、その際に村が予算を投じて測量を入れて調べないとわからないということを、誰だったか課長が答弁をしたと思うのですが、その辺は既に測量も済んでいると思います。その後、その土地がどうなっているか。どういう対処をしているのかどうか、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問にお答えします。保安林、村有地、個人有地については、他の事業と同時に測量を行いました。結果としまして、保安林に侵入しているというのが出ましたので、その結果を事業者へ伝え、その事業者が現状復旧をしております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

旧ジャンジャン跡地を活用しての話ですが、そこにコンクリートのスロープを敷き、トレーラーハウスが出し入れしやすいようにとのスロープだったと思うのですが、私も今確認したところ、そのスロープが半分カットされているのは確認しました。その場所に関しては、県の保安林に当たる場所だと思いますが、県からの指導を受けてその部分はカットされておりますが、それ以外に村有地に含まれている部分もあると思うのですが、その辺の確認はできていますか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

お答えします。今残っているコンクリートに関しては私有地として捉えておりますが、再度調査を行い現状復旧が必要かどうか、執行部、村側で協議し、現状復旧が必要となれば対応してまいります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

村の予算を投じて測量を行ったわけですが、そのときも私は指摘したのですが、そこで本来なら事業する側が測量すべきで、何で村が彼らのために村の予算を使って測量するのかといった場合に、村の用地を確認するためだという話でしたので、今現在、県の土地に関してはカットされておりますが、その上の道からスロープに下りる入り口、村の733番地になると思うのですが、どれぐらいかな、村の土地がまだコンクリートを敷いたまま残っております。今の段階で測量も入れていますので、把握していないということはおかしいと思います。もう一度、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

すみません。測量を予算つけて入れたわけではなくて、ちょっと説明不足なのですが、その当時、別の測量をやっているところがあって、その測量会社がついでに測量をして分岐点を出せないかということで、ここに予算を投じているわけではないのは御承知いただきたいと思います。ですので、確かに譲治議員がおっしゃるように個人誘致のところは当然個人がやるもので、私たちはたまたま村有地として確認するために、ほかの現場にいる測量会社に、成果簿とかそういうものではなく、その境界線を出すために依頼しているものであって、予算を投じているわけではないので、この辺はうちの説明不足だったのは今変更したいと思いますので御了承ください。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

どちらにせよ、境界ははっきりわかっていると思います。この733番地に関して、今後どのような対応をするか、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

お答えします。先ほども説明しましたが執行部側、村側で必要なか協議して、進めて行きたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

協議してといいますか、村に無断で、今把握していないということは村も何の許可もせずに、その事業所はコンクリートを敷いたことだと思うのですが、そのようなことが本当に許せるのか。そういうことが許せるのであれば、ほかでもおかしなことが起こってくると思いますので、厳しい指導を考えてほしいと思います。あと、またジャンジャンの用地に関して、今どのような契約になっているのかお願いします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

現状としましては、キャンプ場の用地として地権者と契約をしております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

このキャンプ場用地一帯、ちゃんとした契約書のもとに地主と契約をとって、そこで賃貸料が発生していると思うのですが、このトレーラーハウスの計画があった際に、たしか地主から一方的に村との契約を破棄したと私は覚えているのですが、今度はまたその事業がどうなっているのか今はわかりませんが、その計画がなくなったら、また村に契約してくれと。村も簡単にオーケーしたのですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

キャンプ場用地として契約しているわけですが、本当にその場所がキャンプ場用地として必要なら村は契約する意味があると思います。こんな地主の都合で、ころころころころ契約内容が変わることはおかしいと思います。今後、また仮にやはり貸したくないから返してくれと言った場合の対応はどうするのか。本当に必要ならちゃんとしっかりとした、今後今まで起こったような形が起こらないように契約すべきだし、今その場所とは別で逆にこの場所より大事な場所が、言いにくいのですが、これも契約を無視してコンテナが建っている場所があると思うのですが、その辺も含めてもうちょっとこの契約に関して村は厳しく指導すべきだと思うのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの件でお答えいたします。今コンテナが建っているところの話のほうなのですが、実は双方協議をしてということが前提になっておりまして、誓約書をいただきまして、一定の期間、決められた期間のみコンテナを置いていただくということになって、その期間が過ぎましたらまた更地にして、キャンプ場としてそのまま継続して契約をするということになっております。一時解除という形になっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

仮に一般住民がそのような行為をした場合には、多少気持ちも酌んで考えてもいいのかと思っておりますが、関係者は役場にもいます。その辺のほうをしっかりと指導すべきだと。このような形が普通にあると、キャンプ場用地としてほかで契約している地主がどう考えているか。いろんなことにつながっていくと思いますので、その辺しっかりと指導すべきだと思っております。今それ以上、こう言ったらあれですが、つじつまを合わせて書類をつくっているのかもしれませんが、私、これが起こった段階段階でちゃんとチェックしていますので、順番が違っているのか確実です。書類上、つじつまを合わせたからって、私が知らなかったらいいけれども、その都度、その都度知っていますので、その辺ごまかさないようにお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平譲治議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、私のほうからは3点ほど質問したいと思います。まず初めに、新年度からごみが有料化になるということで質問をしたいと思います。慶留間区に今設置されているごみ入れ用のステーションのようですが、現在扉の開閉が難しく、その土台なども安定しない状況にあり、早目の修繕、または補修が必要だと思えますが、お伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

また失礼ですが、着座にて説明させていただきます。慶留間地区のステーションについては、私たちが現場のほうを確認しておりまして、次年度交換の予定をしております。また慶留間地区、座間味地区におきましてもステーションの老朽化が見られることから、今後定期的に取り換えや修繕できるものは修繕で対応していきながら、慶留間地区、座間味地区のステーションに対しては対応していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

繰り返しますけれども、指定ごみ袋料金改定の変更、またはごみ分別の方法などを含めて住民への説明会も行っています。予算に絡むものであれば、各字に設置しているステーションをまた改めて再度確認して直してほしいと思います。そういうことをやることによって、早目の修繕を行うことにより、今後スムーズなごみの収集ができると思いますので、よろしくお伺いしたいと思いますけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今御指摘のありましたように、慶留間地区も座間味地区も含めてステーションの老朽化が見られるところは、予算が伴うことであり、なかなか一斉にできないものですから、各ステーションの故障状況とかそういった状況を見ながら、順番的に行っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、よろしくお伺いしたいと思います。続きまして排水路についてですけれども、阿嘉地区と慶留間地区があります。まずは阿嘉地区のほうから排水路の整備についてお伺いしたいと思います。現在排水路の整備についてですけれども、阿嘉区においてですが、ナカマタ付近知っていますか。ナカマタ付近からの排水路が途中で土砂で埋もれている状況にあります。そういう中で流れが悪くなっていますが、今後しゅんせつ

などを行う予定があるのかということで、お伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

この件に関しまして、ことし1月に中村 勇議員、また垣花太郎議員たちとちゅら島パトロールのときに現場のほうは確認しております。その際、業者のほうに確認したのですが、しゅんせつの方法、箇所等、今のところ業者のほうもまだ時間を要するという事なので、今調整している段階であります。その用水路のしゅんせつも含めてどこで土砂などがたまるか、その辺も分析しながら今年度中に対応できればと思っているので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

現在この付近で農業をやっている方々もいる中で、排水路のこの詰まりの影響で大雨などにより畑が水没して、野菜などを植えられない状況になり大変困っているとのことでもありますので、ぜひ今のお話があったように早目のこの検討をしてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今私のほうからお話しましたように、業者と今現在しゅんせつの方法とか、しゅんせつの箇所等、細かい所を打ち合わせ中でありまして、それが決定次第、速やかに補正予算等で対応していきたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

補正予算ということで聞きました。そうですね。予算に絡むことでもありますので、そういう事情も含めて現場を確認して、早目の整備を今後早目をお願いしたいと思います。阿嘉島については以上で終わります。

続きまして慶留間区の排水路について質問したいと思います。慶留間区においても集落排水路の擁壁が途中で崩れている状況にあり、今後さらに被害が大きくなると思うので早目の整備をお願いしたいと思います。伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

この件に関しても阿嘉島と同様で、現場は確認させてもらっております。また、阿嘉島と違ってこの慶留間島に関してはかなりの大規模修繕になると考えられることから、早急にというところはちょっと難しい段階であります。今のところ補助事業などそういったメニューがないか、今模索しながら解決策を見出していきたいと思いますが、また今後梅雨等にも入っていますので、その排水路の崩れが気になるので、また応急的にできないかどうかも含めて対応していきたいと思いますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

今の話があったように5月からまた梅雨の時期に入ります。慶留間区全体の側溝からの雨が、今現在、村営住宅があります、そこから海のほうに流れていくのですけれども、ここも勾配が悪くて、アパート付近が何回か水没したという話も聞いていますので、今の課長がおっしゃる意見の中で、早目の修繕、補修ができればいいかと思えます。場所等は知っているということでしたね。すみません、再確認ですけれども場所は確認していますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

場所のほうは確認して、現場の状況も確認しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ここも農業に従事している方々が何名かいらっしゃいます。早目の整備をお願いしたいと思います。それから質問事項に入れていないのですけれども、よろしいですか、議長。

○ 議長（中村秀克）

はい、どうぞ。

○ 5番（中村 勇議員）

慶留間展望台に行く道ですけれども橋桁がありますが、現在木工でできていて、その展望台に行くところで、これがところどころ腐食して、もう3センチメートルぐらい陥没して板も本当に危ない状況にあります。それもあわせて現場を確認して、補修等何かできればお願いしたいと思いますけれどもいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

ちょっと質問にない内容なので戸惑っているところではありますが、場所も今の御指摘のありました場所と近いですので、この辺はまだ現場も確認していないものですから現場を確認して、これは早急にできるかまた確認をしながら、御報告をさせていただきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

質問的には少なかつたのですけれども、私の要望したものが、また今度早目にこういう形でできてくれればいいことだと思いますので、ぜひ村長、ひとつ御検討のほどよろしく申し上げます。予算に絡むことではありますけれども、よろしく申し上げます。以上で私の質問は終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

引き続き、2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

一般質問がここ3時ぐらいまでかかるというのは、我々が議員になってから初めてのケースではないかと思えます。私からは、もちろん最後ということになりまして、これまで同僚議員が結構私が聞きたいこと、あるいはまた執行部のほうに答弁していただいて、その重複するところは当然割愛します。同じ質問等ではあるのですけれども、それ以外のことを伺っていきたいと思えます。午前中の質問にもありましたが新型コ

コロナウイルスの対応についてということで、沖縄県にまず観光客が入客する。平成11年度の外国人の観光客数が、沖縄県の観光統計によると30万800人、11年連続、過去最高を記録しているのです。国別で見ると、台湾、韓国、中国、香港、アメリカ等になっているのです。それが一番いつ来ているかという、5月から8月までに大半が観光に訪れているということで、当然我が村もそれに漏れず、中国、台湾、香港。一見どこの人が中国か、台湾か、香港か、なかなか区別がつきにくいのですが、そこで聞きたいのですけれども、本村としては外国人の入客数の国別の分類、統計等もとられているのですか。それから、まずお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

お答えします。各国の統計はとっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

とっているわけですね。そこで中国からの入客数というのですか、観光客数は何名ですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

今手元に資料がありませんので、すぐにはお答えしかねます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりましたら後で国別も教えていただきたいと思います。聞きたいのは、去年1年間の入客数が出ています。2019年も思ったよりいて、9万9,110人と出ているのです。おとしが9万8,631人。ことしの1月、2月を見ると6,565人、去年が6,890人で、115人しか減っていないのです。ところが皆さん御承知のように、この2月の後半から3月、私は3月に入って那覇を三、四回行き来しているのですけれども、このわずかな期間でフェリークイーンがこれまでに比べると、客がほとんど乗っていないのです。恐らくこの2月の中旬、後半あたりから、このコロナウイルスというのが非常にシビアに観光客にも捉えられて、入客数が非常に少ない。そこで気になっているのが、我が村は要するに船舶の収入が一番の財源ですから、気になっているものでどうかということで資料を要求したわけですが、その後に出てきますが補正の中で、客貨物も含めて約5,000万円の補正減が出ているのです。この客数からすると、さほど減ってもいないのに補正減が出てきている。これは後で当初予算一般会計予算の中でも聞きますけれども、これが影響しているのか。それを見込んでのことなのか、その辺もお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

補正の件に関しては、マイナス補正に関しては補正のときでよろしいでしょうか。補正とかかわらず、去年の1月、先ほど喜文議員からありましたとおり1月と比較しますと129名増ということで、2月になりましてマイナスの254名減となっております。予約状況から確認しますと、さほどまだコロナウイルスに関しての予約のキャンセル等が見られないのかと思っておりますが、今ネット予約で自分たちで予約しまし

て、自分たちでまたキャンセルもできますので、那覇事務所等に電話をして、予約のキャンセルをお願いしますという電話等はないと聞いております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。これはまた補正予算の中でも突っ込んでいきたいと思います。それからこの事業者に対する影響、御承知のとおり私の土地の一角に飲食店を構えて、今準備している方がいます。そこに申し合わせ事項をしたみたいに事業者同士がよく集まるのです。別に集合をかけたわけではないと思うのですけれども。その中で、大変厳しいと。一抹の不安を感じていると。今もちろんテレビ、ラジオ、新聞なんかでは共稼ぎをしている方々に関しては8,330円の補償をしましょうとか、あるいはフリーランスであれば4,100円をやりましょうとかいうようなことがありますけれども、今この事業所を構えている方々はとても今不安を感じているのです。そのあたりを行政として、どのように感じとっているのか。その辺をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

お答えします。事業者につきましては、村への相談等はまだ私の課では受けておりませんが、商工会、観光協会、ホエールウォッチング協会へ確認したところ、影響があるという回答を受けました。村としても相談等がありましたら国の各分野の施策を鑑み、関係機関を紹介してまいります。あわせて本村としましても支援ができる環境に努めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

その件に関して村長はどのように感じているか、ちょっと聞きたいのですが。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいま糸嶺課長から話があったとおり、船舶について現状としては大きな影響は出ていないだろうということですがゴールデンウィークに向けてキャンセルもぼちぼちと出てきていると。これはキャリアのJAL・ANAあたりのキャンセル料フリーあたりが非常にきいているのではないかという話を分析するうちの職員もおりまして、非常に危惧しているところですが、今国の施策等を鑑みながら、まずは各商工会であったりとか、いろいろなところでセーフティーネットを張っているようでございますので、そちらを注視していきたいということと、あわせて座間味村、行政として何かお手伝いができることがないのかどうか、しっかりと見極めていきたいということ。それからできるだけ早い時期にお願いをしたいところなのですが、終息宣言が出ると同時にいろいろなキャンペーンなり、座間味村の観光産業を下支えするような施策も検討して行く必要があるかというふうに考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ことしは海洋レジャーでは、今ちょうどクジラのシーズンなのですけれども、ホエールウォッチングと、ことしはクジラを結構やると。ところがお客さんがいないということで、ホエールウォッ

チングされている方々も嘆いておりますが、これは時節柄、この状況下ではしょうがないかと思っはいますけれども。

続いて幼少中…、その前にきょうは3月11日、ちょっと一般質問と少しずれますけれども高校入試の合格発表があったと思うのですが、差し支えなければ3校の高校受験者、合格等がおわかりであれば、その前に教えていただけないですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

推薦入学のほうで受験された全員が合格となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では全員が推薦ということで、合格ということによろしいですね。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

受験をされた全員が合格です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。本村はいち早く、3月1日、2日に卒業式、修了式、離任式を行っております。皆さん御承知のように、浦添市、豊見城市、糸満市なんかは再校やって、学校がまた再開しているということになっておりますが、学校の再校は当然修了式、それから離任式までやっているからそれはないと思っています。ところで、そこで働いている嘱託の皆さん、例えば学校給食の皆さん、それから学校には用務、図書司書、それから給食の配膳というのですか。阿嘉、慶留間でしたら港までとりに来て、学校まで持っていってというようなお仕事を担っている方々があります。さらに私のおうちの近くなのですけれども、スクールバスの運転手もいます。その方々の、本来なら3月23日ぐらいまでは仕事があつてというような話を聞いて、それからスクールバスなんかは4月6日まで全く、ほぼ夏休みと同じぐらい休みがあるということで、何らその説明も…謝れと言ったらちょっと失礼ですけれども、そういう時節柄ですから、当然知って当たり前ということなのか、何の連絡もないということで聞いているのですが、皆さん、それに対してどういうふうに対処して、それからその嘱託職員、あるいは臨時職員、バイト的な方、幼稚園も含めてなのですけれども、そういう方々に対しての対応はどのようにして今対応していますか。それをお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。幼稚園とか、給食センターで臨時人的任用で皆さんにお願いしている業務に関しては、通常どおりの出勤をしてもらっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ではそれで通常に日給、給料というものはあるわけですね。ではスクールバス、私の目の前にいつもいる人ですから毎日見ているのですけれども、そのスクールバスに対しての対応はどうか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

お答えします。スクールバスの運転手等につきましては、3月2日からの休校となり業務がない状況であります。現在業務確認中であり、組織の連携をとりながら運転手にかわる仕事について確認ができ次第、雇用してまいります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

その期間中は、その方の補償というのですか。本来は日当が入ってきて幾らかの、小遣い程度と言ったらちょっと失礼な言い方ですけれども、入ってきたはずなのですが、それに対しては本人にはどのような通達をしているのですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

まだ本人と連絡はとれていませんが、今どういうふうな仕事があるか確認中であります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では、これは仕事を与えて給与をあげる。あるいは、当然3月23日ぐらいまではあるべきだったと思うので、その分は補償しましょうという、その確約まではできていないということですね。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

まだ確約等、話ができていません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。その辺でこれに対していろいろ生活する上で、やはり皆さんお金はほしいです。そういう面で本当にところがこもった説明等もして、納得させるよう努力してください。

続いては土地問題について伺う予定だったのですが、きょうの朝からの質問事項等、同僚議員の話の中で、それに対する回答案がいっぱい出てきました。まず1つは、村有地についての考え方。それから2つ目に、区有地についての考え方。それから3つ目に、私有地の借地契約等について伺う予定でしたが、区有地は先ほどからずっといろいろ問題が出ていたとおり、私が聞くのも、また皆さんから答えてくるのも同じようなことが出てくると思います。ただ、今区有地、特に皆さんはこの一、二年、この阿真での問題が大きくクローズアップされていたはずなのに、やはりそれに対しても全然反省されていないと言ったらちょっと変な言い方ですけれども、それを踏まえてそういう契約等がされていれば、朝からずっとここまで出てきたのですが、そういった大きな問題にはならなかったと思うのです。もう区長に任せてあるから、あるいは役員に

任せてあるからとか、あるいはよく阿真で新聞等、この二、三年、その浄水場の問題、道路の問題、いろいろな問題が出てきました。皆さん、そこへ行っていろんな説明をしますが、区民から聞くと結局村は「いいことしているのに、なぜそこまで言われたいといけないのか」というのが、いつもみんなに返ってくる言葉なのです。では、皆さんいいことをしているのであれば、朝から言っているように事前に説明、住民集会、同じことを繰り返しますけれどもそういったものなぜやらなかったか。いいことをしているから、それだけ住民の皆さん、区民の皆さん、理解してくださいということなのか。その辺をもう一度お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問についてお答えいたします。確かに朝から申し上げておりますとおりの認識、考え方が間違っていたということで御迷惑をおかけしております。今後公共工事に伴う事業の進め方につきましては、今回の度重なる反省を踏まえ登記を確認しながら、所有者の承諾を得ながら進めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ぜひ皆さん、いいことをすると思うのであれば、清志議員からも譲治議員も、そういう意見はいろいろと賛否両論ありましたけれども、やはり事前にちゃんとした順序立てをしてやっていけば、ここまでごちゃごちゃはしなかったと私は思うのです。先ほど譲治議員からもそういう話はありませんけれども、ですからそれは肝に銘じて、今後はやはり村のためと思うのであれば、正々堂々とその辺は順序立てて、今後これからの事業展開を進めていっていただきたいと思います、村長。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

朝から土地の問題で大変皆様方に御不審等を含めておかけしてしまっていること、心からおわびを申し上げたいと思っております。副村長からも申し上げましたとおり、事務事業の見直し等も含めてしっかりとやっていく中でこういう問題が起こらないように頑張っていきたいと思っておりますが、全てにおいて最終的には責任者たる私の不徳のいたすところでございますので、その辺はまた私自身も気を引き締めて仕事に邁進をしてきたいと思っておりますし、職員の協力を得ながら信頼ができる行政運営をこれからもしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。一連の住民の皆様を初め、議員の皆様にも不信感を持たせてしまったこと心よりおわびを申し上げて、私からの回答とさせていただきます。本当に申しわけございませんでした。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

本当によろしくお願ひします。それと次は土地契約についてでしたけれども、先ほど譲治議員が私が聞こうとすることを全て聞きましたが、私からちょっとだけ。では、あの阿真キャンプ場、今地主の契約者は何名いますか。それを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

今、すみません、資料等を持ち合わせていないので即答はできません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そこで、先ほど議会議員からもあったのですけれども、別の地権者から「私もことしいっぱいに基礎を打って、来年プレハブを置こうかな」という人が出てきているのです。それはありなんですか。皆さん、それを聞いてどう思いますか。お答えください。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

地権者からの相談があれば、いろいろと話し合いをしたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ではそれは土地を契約して、契約の途中でこれを解約して、それに当てる。先ほど議会議員も言っていましたけれども、これは貯金でもあるまいし出し入れしたりして、また先ほど言ったように再度解約したり、再度契約したり、再度土地料を払ったりということが、こんな簡単にこうこうこう、これは本当に行政としてあるべき行為かと思うのですけれども、もう一度伺います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの糸嶺課長の答えたものもあるのですけれども、確かに地代をきちんと払って使用目的を遵守するなど、契約違反なく使用を続けている限りは双方期間満了までに賃貸人から一方的に解除することはできないという認識であります。今おっしゃった、ではコンクリートを打ってプレハブを建てたいと御意見をいただいたとしても、協議した上で解除することになるかと思えます。ただ、おっしゃるように今建てる、今壊すという形で相当な理由がなければ、了解することはないかと思えます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これが本当だと思います。確かに土地問題、ちょっと申しましたけれどもこの阿佐線をつくったときに、二、三年前、ある本土の大手のところちょうど道路の拡張地を買っていたので、それを村有地と交換して今立派な阿佐道路ができていますけれども、ただ残念なことに阿佐の唯一のあずまやだった一等地、この土地を交換して、今、阿佐区のあずまやがないというのも私としては非常に残念に思うのですけれども、ただそれは道路拡張をするためにはいたし方なかったことか。それともほかには手はなかったかと。もう過ぎたこ

とではあるのですが、そういうことでももちろん土地の問題というのはどうしても必要…、今は立派な道路ができていますけれども、そういった面で全てが悪いというわけではないのですが、そういうところでやはり十分な事前調査も含めて今後進めていってもらいたいと思います。土地問題はこれまで朝から結構出てきましたので、聞きたいこともほとんど聞き出していますので、それ以上はとめておきます。

それから今度は村職員の早期退職について、私はこれを2年前にも一度質問をしました。そのときはちょうど総務課の男子職員が三、四名おやめになって、なぜかということを知りました。そのとき皆さんは、かつてやめられた先輩方が残したことがあったからとか、いろんなことを言われました。もちろん個人的に事情があってというような話も聞きました。去年はこの質問をしなかったのですが、去年も総務・福祉課で女子職員が3名、それから産業振興課のほうで1名、4名ぐらいおやめになりました。ことしも、私が今聞いている話では3名ほどやめると。ところが皆さんのこの前の人事の通達を見てみると、年度途中でおやめになった方のものは載ってはいないのですけれども、その辺が、せっかく座間味に来て、地方公務員、海が好き、自然が好き。毎年三、四名もやめていくというのは、これは村長、異常だと思うのです。これはどういう形で職場環境づくりをしているのか。職場環境はひところ昔と比べると、産休はある、有給はある、育休は十分とれる。働く環境は雲泥の差が出てきていると思います。皆さんの職員の当番も土日は職員がなしで、昼は女子職員がやっているというような話を聞きますけれども、ひところ昔は土日の当番も職員がやっていて、なかなか休みにも沖縄本島に行けない。自分の余暇が過ごせないというような時代もありましたけれども、そういうときからすると、職場環境としては非常に整ってきていると思うのです。ところが職員が育たない。原因は一体、これはどこにあるのですか。これは私、異常事態だと思うのです。魅力ある島だと知って来て、しかも皆さんは職員宿舎もつくって、それが要するに宿がないのも要因だというような話もしましたが、宿をつくってもなかなか落ち着かない。なかなか育たない。その辺はどこに原因があると思いますか。総務課長、まず。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問でございますが、確かに今、宮平議員がおっしゃるとおりここ数年、退職者の数がふえております。これに関しましてはやはり個々の事情がございますので、私の口からは詳細についてお答えすることができないところでございます。それで先ほどお話があったとおり福利厚生、勤務体制、いわゆる時間外をなくしたり、またボランティア活動についても手当の優遇、確認等をさせていただいたり、宿舎の整備、また育休、産休、そういったのがとりやすい体制。我々もとったときにはカバーできるような体制をとって、職員一人一人が非常に働きやすい職場環境づくりには努めてきてはおりますが、やはりこの退職の事由については個々一人一人の御事情があるということで、我々も課長を通して面談をやっておりましたが、残念ながら引きとめることができなかつたということで、私も総務の担当として非常に残念なことであります。引き続きこういった福利厚生、勤務体制の見直し、また充実を図って職員の採用に努めていきたいと。そして、あわせて個々の採用後の面談等も小まめに多くしてお話を聞いたり、また悩みがないかといったことも今度からまた取り入れて対応していこうかと考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これだけ職員がおやめになるということは、一番住民があおりを受けているのです。皆さん、これでほとんど住民サービスができるか。先ほどから沖縄振興基金、いろいろ事業もやればやるほど金も取れるという

ようなことであるのですけれども、職員が育たなければ、そういった事業展開もできるか。結局あおりを受けているのは、要するに行政として住民サービスが機能しないということですから、その辺は非常に残念に思う。それと同時に、もちろん男女平等参画ですから、女子職員もひところ昔から比べると非常に多くなっています。そういう面では職場の活性化、あるいは先ほど言ったように男女平等からするといいことではあるのですけれども、ことしの退職者の中にはもちろん定年、それから勧奨、依願退職等ありますが、きょうの施政方針の中で非常に気になっている件が出てきているのです。もちろんその施政方針が悪いというわけではないです。その施政方針の中に福祉サービスについて。「福祉サービスにつきましては、高齢者、障害者、子育て支援等について、より質の高い福祉サービスが提供できるよう、各種計画を着実に推進してまいります」と。それから「令和2年には、「高齢者保健福祉計画」・「障害者福祉計画」の計画策定年度となることから、新たな現状と課題を踏まえ、高齢者や障害者の方々に安心して地域で生活できる環境づくりに資する計画の策定に努めてまいります」と。「子育て支援につきましては、妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、妊婦・出産・子育てに関する相談に応じ包括的に支援を行ってまいります」と。それから保健・医療に関しては、「保健・医療については、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防に取り組むとともに、今年完成の歴史文化・健康づくりセンターを活用し新たな健康づくりの拠点の場とし村民皆で健康づくりを楽しめる事業を検討実施してまいります」とうたっています。ところが退職者の中に、去年も医療関係者、保健師が2人やめました。ことしも年度の途中で1人来ました。今、我々住民あるいはPTA、保護者が気になっているのは、1人長期で体調不良で休まれているのか。あるいはおやめになっているのか。要はこの事業を計画する上においては、座間味村においては技師、専門職というのはわずか二、三名しかいません。そういった方々を中心にやるべきだと思うのですけれども、最近本職の保健師という方、名前は私、申し上げられないのですが、その方の活動が最近見受けられないものですから、差し支えなければどういう現状になっているか。そうでなければ、こういった福祉計画というのはただの計画にしか過ぎないです。当然こういうものをつくるからには、こういった専門職のもとで、あるいは提供のもとでやっていくと思うのですけれども、その保健師職というのが、今臨時職が1人でずっと見ていると。それから、ここの担当者ももうおやめになるとか。医療関係従事者が本村は非常に乏しいわけです。その中でそういう計画をうたっているということ自体が何かどうもおかしいのではないかと思いますのですけれども、その辺は今どんな状況になっているか教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、保健師の件に関しましては個人的な事情がございますので、この場でお答えすることはできません。御了承ください。それから、このような施政方針がございます。確かに人材が確保できなければ、非常に難しいということは認識しております。また新しい保健師が決まっておりますが、確かに新任保健師ということで住民サービスが低下するのではないかと懸念はございます。その点、県のほうと連携いたしまして、業務支援をお願いしております。現任教育、それから手薄になるためのスポット支援、そういった形で保健師を育てること。また、業務が手薄にならないようにこちらのほうから要請して、次年度もきめ細かいサービスができるように連携をとるようにしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。その早期退職に関して、村長、これは本当に異常だと思うのです。この三、四年、ずっと平均三、四名もやめていく。皆さんは次々新規で採用すれば、変な言い方ですけども給料も安く済むから予算的には抑えられる。そういうメリットもあります。しかし先ほどから言っているように住民サービスからするとそういう問題ではないと思うのです。しかも、この保健職とか医療職というのは簡単に探せない。もう何年もそういう苦労はしていると思うのですけれども、それを含めて村長の見解をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどから御質問のある保健師に関しましては、2月末で退職をされております。この部分だけは特に個人情報ではございませんので報告をさせていただきますが、本村に限らず離島全般として保健師、あるいは職員の確保には苦労しているところがございますが、幸いにして座間味村におきましては採用募集をしたところ、毎年のようにある一定の方々が応募をさせていただいておまして、非常に感謝をしているところです。あわせて先ほど総務課長からもございましたとおり、各種福利厚生、宿日直含め、あるいは住環境の整備等も含め、いろいろと私たちなりに考えられることはさせていただいている状況ではございますが、残念なことに現実問題として若い方々の離職率が高くなっているのは現実でございます。他の離島自治体も一緒だとは思いますが、その辺は先ほどから副村長、あるいは課長からも話があるとおり、おのおのプライベートな部分もございまして細かい話ができないのは大変恐縮ではございますが、御理解いただきたいと思いますが、いずれにしましても私といたしましては宮平議員がおっしゃるように短ければいいということではなくて、長く働いていただければいただけるほどサービスの質の向上、組織の質の向上が図られるというのは重々認識をしておりますので、引き続き働きやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランス等も含めて、しっかりとやっていきたいと思っております。これからも私の立場でも職員とコミュニケーションをとりながら、いろいろな形でフォローをしていながら、職場で長く働ける環境づくりに努めていきたいと思っておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

とにかく先ほどから言っているように、余りにも異常です。もう少しやはり職場改善。皆さんいい建物、いい環境が整いつつあるのです。職員宿舎もできています。その中で、やはり人を育てて村民のためになるよう、これまで以上に努めてください。

では続きまして、座間味村歴史文化、健康づくり「拠点」と書いていますけれども、これはすみません、「センター」でもよろしいですので、その件についてお伺いします。この座間味村歴史文化、健康づくりセンターの運営方法なのですけれども、これは去る12月に設置条例、それから運営管理規定等、議会で条例等も制定されました。さらに、そこの利用料等含めてできています。朝その話もありましたが、そろそろ引き渡し、完成、それからまだ未完成な部分もあるという施政方針の中にも説明がありましたが、これは今までたっても、そろそろ4月ですよ、新年度。もうそろそろオープニングセレモニーか、あるいは竣工式か、あるいはこういった形でお祝いするかどうかはわかりませんが、いまだかつてその指定管理、そこを誰が運営するというようなことが伝わってきません。12月に私が聞いたときには、総務課長は役場のほうで行って、施錠もしながら受け付けをやりますというような話をしておりましたが、それではまず仕事にならないと思います。最近耳にしたことが、先ほどからいろいろ漁協とか、観光協会とか、商工会とか出てきてはおりますけれども、商工会、それから観光協会、あるいは漁協等が月曜日から金曜日までは窓口となってみて、

土日は役場がやりますというような話がちらほら流れてきているのです。これは本当の話なのか、その辺ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

去る12月の条例につきましては皆さんの御理解、まずありがとうございます。本件について我々としては、この運営については当初、やはり施設の設備関係とか法定点検の熟知もありまして、直営での運営を今考えているところでございます。ただ、やはりこの施設自体がシアタードームを初め新たな観光スポットになるだろうと、村民の公共の福祉の場になることから使い勝手のよい施設になるように外部委託、または指定管理制度をそれ以降に取り入れていこうと今考えているところです。ただ、幾つか村内の大きな協会とか、観光協会とかにつきましては、こちらのほうから案としまして施設が管理した場合、こういった管理があるけれどもいかがかというお話はさせてもらったのですが、それに対して公募をすとかそういったお話は全くやっていないところでございます。今情報収集のためにこういったのになった場合にはどうなのかというお話は少しさせていただいたのですけれども、公募をすといった公式な発表はまだやっておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ということは、要するにこのセンターに関しては誰がやるというようなことはまだ進んでいないということですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

そのとおりでございます。今のところ現センター同様、直営で村のほうで管理させていただくというふうになら考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そこに皆さん、去年の12月に議案第64号でその座間味村歴史文化、健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例策定等、これもできています。その中でセンター管理者は座間味村長とし、センターの管理及び運営は設置目的の効果を高めるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、村長が指定する法人、その他の団体にセンターの管理を行わせることができるとうたわれているのです。だから、結局それをやるためにはある程度考公募して、願わくば雇用にもつながるのであれば、村民からそういったものを募って有効活用をしてほしいという思いから私は今この話をしているのです。ですから、いまだかつてあんな立派な建物ができて、4月からもう引き渡しして、オープニングセレモニーもしようとしているはずなのに、誰がどうするか。ここに各施設の、集会場1時間幾ら、ステージのみ幾ら、多目的室、トレーニング室、シャワー室、展示場、シアター上映とか、料金的には全部設定されているのに、あすあさっては引き渡しをやるはずなのに、まだそれができていないというのは、それだけ歳入も入ってこない。ただの空の建物ということにしか過ぎないと思うのです。せっかくなつくたのですから、これは早急にやるべきではないかと思うのですが、村長、これはどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

12月にも御説明を申し上げたと思いますが、この施設は今工事が何工期かに分かれて契約をさせていただいております。わかりやすく言うと、シアターの部分が繰り越しになっているということが1つです。それ以外の施設につきましては3月末、今年度で引き渡しが完了します。その後にシアターの部分も建物としては4月の中旬から下旬に引き渡しができるのですが、その施設の契約の中には施設をつくるだけでなく、座間味の歴史文化を紹介する映像ソフトのほうの契約も入ってございまして、そちらの契約がたしか9月ぐらいまでかかると。例えばサンゴの産卵とか、これから撮影しないといけない部分があるということで、納品が7月、8月、9月ぐらいではないか。契約がそこまで延びるということがございまして、それが全て整って、それまでの間に先ほど総務課長から話がありましたように、施設のいろいろなチェックもさせていただきながら、9月以降に新たな事業者をしっかりと選定すべきではないかということでございまして、まだ100%でき上がった状況では今年度末にはなっていないということがございまして、まずそこは大前提としてありまして、その後に次の施設使用条例でしたか、この各条例に基づいて、基本的には座間味村長がということですから、座間味村で本当にやるのか。あるいは、いやいや今話をしているのは、商工会のほうにも一応話は投げかけをさせていただいておりますので、そういった各種法人格を持った団体がしっかりと運営していただければいいということで、私ども内部のほうでは話をしているところでございまして、4月からやるべきではないかというのは、宮平議員ごもっともだとは思いますが、そういった契約等、引き渡し等の問題があるということをご理解いただきたいと思っております。私といたしましては12月に説明をさせていただいたつもりではございましたが、もし私が説明不足でございましたら、本当に申しわけなかったと思っておりますが、そういうことでございまして、以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では今のお話を聞くと、まだ内部的にはいろんなものがまだきれいに整っていないので、それができ次第、そういうことも含めてやっていくということですね。わかりました。

次は余り本村に大きな影響があるかどうかわからないのですが、私の発音がまずければちょっとあれですけども、本村のSDGsについてどのように考えているのか。それをお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

SDGsと呼んでおりますが、いわゆる接続可能な開発目標において本村としましてもこれまでの事業で、例えば健康や福祉、質の高い教育、海の豊かさ、パートナーシップ、または平和と公正等、ソフトを初めハードな事業を含め、さまざまな分野の事業に取り組んできてまいりました。今回の政府の推進本部による実施指針を受けて、座間味村アクションプラン2020に取り組んで、さらにビジョンを明確にすることで、今後このSDGsについては取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ということは、取り組むということですね。もちろんきょうの施政方針の中にもありましたけれども、あ

と2年後には座間味村の第4次総合計画の見直しも出てきます。それと含めて、もちろんこれは17目標の、これは沖縄県では恩納村が今モデル地域としてやっているわけですが、決して自治体に対してこれは強制ではないです。国、県は当然強制ではあるのですけれども、自治体に対しては取り組んでもいい、取り組まなくてもいいと、要するに義務はないわけです。ところが日本政府とか、企業でも大きな企業は取り組みます。だからその辺が本村としてどの程度、例えばやろうかなということでお聞きしました。ということは、取り入れようという考えも持っているという形で理解してよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

座間味村といたしましては、SDGs、これはどちらかと言うと最近出てきた言葉ではあるのですが、中身を見ますと17の目標が掲げられております。全てをやっているとか、全て完結したというつもりはございませんが、いろいろな形で働きかけをさせていただいておりますので、全くやっていないということではない。それと座間味村第4次総合計画にも結構こちらに掲げられていることは網羅されておまして、その第4次総合計画を私たちは検証していく中で、ある程度の形で座間味村ができる範囲内でこれまでもやってきたと思っております。引き続き、このSDGs、これは座間味村だけの問題ではなくて世界的な問題でございますので、しっかりと私たちができること、世界貢献ができることがありましたらやっていきたいと思っておりますし、これをやるのが総合計画の最終的なゴールにもつながると思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。これはどのぐらいお考えかということで参考までにお聞きしたので、入れるのであればぜひ。そうでなければそれは自治体の考え方ですから、とりあえず参考までに聞いてみました。

最後になりましたが、最後は私たち同僚議員もいらっしゃるのですが、この港のしゅんせつをしたことで、私、たまたまそのときは那覇市に出ています、「港を掘っているがどういうことなの」ということで問い合わせの電話が3件ほどありました。帰ってきてからも道で会うたびに、海に携わっている方々から「ここ、どうして掘っているの」ということをお聞きしました。去る全協のときに、全協でその話をしたのではないけれども全協が終わった後に担当課長に聞いたら、12月の補正予算に組んであったと。だけど私、先ほど議会議員が言ったように議会の議事録がアップしていないものですから、そのやりとりがあったかどうかを調べようと思ったのですけれどもアップされていないもので、ただ去年の12月の補正予算の中で、その土木費、港湾費の中の需用費の中で施設修繕費が138万7,000円、そして工事請負額が50万5,000円と。その中の活用だったのか。それはもともと依頼があったのか。それとも村がそれを見て、そういうふうにしたのか。その当時に私たちが聞いていないのも悪いのですけれども、その辺の具体的な説明をお願いしますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

また失礼ですが、着座にて説明させていただきたいと思います。まず12月の補正予算で出していただきました。以前に今年度の年度初め、今しゅんせつした箇所の港湾利用者の方が数名で集まり、基本的に年々こちらに砂がたまってきていると。逆に反対の西側のほうの砂が減ってきているという議論が出ながら、西側の砂を抑えないといけないという話になって、本来12月に出したのは、今護岸の端にトンプロックを置いて砂が来ないような対策をとろうということで、それも行いながらしゅんせつも行いたいということで、そういった相談を受けていたので、それも沖縄県とも調整しながら、まず村としてそういった実験を行って可能だったら県としても取り組むということでしたので、12月に補正予算を組ませていただいたところであります。しかしながら施工に当たり業者と話したら、そのトンプロックを設置したときに台風が襲来したら、このトンプロックがなくなるおそれがあるということで、補償ができないということで今トンプロックの設置は行っていないところであります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私としては、ここは掘るなということではないのです。要は以前にも話したように優先順位があって、向こう東側の奥のほうのところも夏の大潮、干潮時になると干上がってしまって、なかなか船が係留できないから、順番的には向こうもやっついのではないかとということで、これは三、四年前からも上げていましたけれども、結局そこはやらないでここをやっているものだから、あの辺に船を持っている方。同じ同業者の皆さんは「なぜこっちだけ」という話があったもので、お聞きしました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

逆に東側というのは、すみません、確認できないのですがどちらのほうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

個人名を上げていいのかどうかはよくわかりませんが、今は引退されていますが前釣りなんかよく行った直史さんがとまっているところ、それから小野にいにいがとまっているところ、それから武雄さんなんかとまっているところ。その辺を以前から、三、四年前から掘ってほしいと。ここは2回目ですから、1回目掘ったときにここも掘るのであれば、赤嶺もそうなのですけれども、その船を持っている三、四名からそういう依頼があって、私たちも依頼しました。ところが全然手つかずなものですから、今回またここになったものだからその方々からの、はっきり申し上げますけれどもそういうことです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今回に関しましては、基本的に村内で対応できる重機があるものですから早期に対応したということであり、今お話がありました東側の給油所側だと思われませんが、そちら付近ですね、東側のほう。村の重機では当然できないと考えております。これをまた発注するとなると、村でできるような事業規模ではないと思いますので、この辺は県のほうと調整していかないといけない事案になると思いますので、この辺は御理解い

ただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。では、私の質問はこれにて終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第7. 議案第3号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第8号）から議案第13号 座間味村景観条例の制定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしくお願いいたします。なお、議案第3号から説明をさせていただきます、議案第13号までの各議案につきましては、せんだって行われた全員協議会で御説明をさせていただきましたので、要点だけかいつまんで御説明を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第3号

令和元年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

令和元年度座間味村一般会計の補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,549,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款           | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------------|---------|-----------|---------|-----------|
| 11 使用料及び手数料 |         | 83,715    | △3,120  | 80,595    |
|             | 1 使用料   | 78,011    | △3,120  | 74,891    |
| 12 国庫支出金    |         | 322,019   | 11,226  | 333,245   |
|             | 1 国庫負担金 | 22,742    | 267     | 23,009    |
|             | 2 国庫補助金 | 295,791   | 10,959  | 306,750   |
| 13 県支出金     |         | 516,302   | 969     | 517,271   |
|             | 2 県補助金  | 460,406   | 703     | 461,109   |
|             | 3 県委託金  | 42,144    | 266     | 42,410    |
| 16 繰入金      |         | 156,209   | △19,270 | 136,939   |
|             | 2 基金繰入金 | 101,209   | △19,270 | 81,939    |
| 18 諸収入      |         | 29,513    | △3,716  | 25,797    |
|             | 4 雑収入   | 29,512    | △3,716  | 25,796    |
| 19 村債       |         | 275,200   | △8,000  | 267,200   |
|             | 1 村債    | 275,200   | △8,000  | 267,200   |
| 歳入合計        |         | 2,571,448 | △21,911 | 2,549,537 |

歳出

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------|-------------|---------|---------|---------|
| 1 議会費 |             | 36,211  | △331    | 35,880  |
|       | 1 議会費       | 36,211  | △331    | 35,880  |
| 2 総務費 |             | 506,611 | △11,742 | 494,869 |
|       | 1 総務管理費     | 470,943 | △7,089  | 463,854 |
|       | 2 徴税費       | 12,890  | △2,080  | 10,810  |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 17,383  | △2,573  | 14,810  |
| 3 民生費 |             | 164,569 | 10,154  | 174,723 |
|       | 1 社会福祉費     | 138,736 | 11,053  | 149,789 |
|       | 2 児童福祉費     | 25,818  | △899    | 24,919  |

| 款       | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 4 衛生費   |           | 210,011   | 30      | 210,041   |
|         | 1 保健衛生費   | 100,327   | 200     | 100,527   |
|         | 2 清掃費     | 109,684   | △170    | 109,514   |
| 6 農林水産費 |           | 64,110    | △1,897  | 62,213    |
|         | 1 農業費     | 21,542    | △950    | 20,592    |
|         | 2 林業費     | 21,234    | △1,065  | 20,169    |
|         | 3 水産業費    | 21,334    | 118     | 21,452    |
| 7 商工費   |           | 103,561   | △1,497  | 102,064   |
|         | 1 商工費     | 103,561   | △1,497  | 102,064   |
| 8 土木費   |           | 724,738   | △3,294  | 721,444   |
|         | 1 土木管理費   | 21,339    | △600    | 20,739    |
|         | 2 道路橋りょう費 | 21,223    | △284    | 20,939    |
|         | 3 河川費     | 10,052    | △337    | 9,715     |
|         | 4 港湾費     | 262,726   | △1,782  | 260,944   |
|         | 5 下水道費    | 39,760    | △291    | 39,469    |
| 10 教育費  |           | 562,062   | △13,334 | 548,728   |
|         | 1 教育総務費   | 123,152   | △1,020  | 122,132   |
|         | 2 小学校費    | 318,535   | △4,561  | 313,974   |
|         | 3 中学校費    | 26,021    | △1,078  | 24,943    |
|         | 4 幼稚園費    | 57,244    | △2,361  | 54,883    |
|         | 5 社会教育費   | 11,972    | △3,805  | 8,167     |
|         | 6 保健体育費   | 25,138    | △509    | 24,629    |
| 歳出合計    |           | 2,571,448 | △21,911 | 2,549,537 |

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

| 起債の目的        | 限 度 額  |         |       | 起債の方法   | 利 率   | 償還の方法   |
|--------------|--------|---------|-------|---|---|---|
|              | 補正前の額  | 補 正 額   | 計     |   |   |   |
| 11 過疎債 (ソフト) | 10,000 | △10,000 | 0     | (借入方法)<br>証書借入又は<br>証券発行によ<br>る。<br><br>(借入時期)<br>令和元年度。<br>ただし、事業<br>その他の都合<br>により、その<br>一部又は全部<br>を後年度に繰<br>り延べて起債<br>することがで<br>きる。 | 年6%以<br>内(ただ<br>し、利率<br>見直し方<br>式で借り<br>入れる資<br>金につい<br>て、利率<br>の見直し<br>を行った<br>後におい<br>ては、当<br>該見直し<br>後 の 利<br>率) | 償還期間は、措<br>置期間を含め15<br>年以内とする。<br>償還方法は、元<br>利均等、元金均<br>等等による。<br>ただし、財政の<br>都合により、措<br>置期間中であっ<br>ても繰上償還、<br>償還年限を変更<br>し、又は借り換<br>えることができ<br>る。 |
| 12 過疎債 (ソフト) | 0      | 2,000   | 2,000 |   |   |   |
| 計            | 10,000 | △8,000  | 2,000 |   |   |   |

第3表 繰越明許費補正

| 款  | 項   | 事業名                            | 金額        |
|----|-----|--------------------------------|-----------|
| 2  | 総務費 |                                | 4,900千円   |
|    | 1   | 総務管理費                          | 4,900千円   |
|    |     | 歴史文化・健康づくり拠点施設展示室委託            |           |
| 8  | 土木費 |                                | 144,352千円 |
|    | 3   | 河川費                            | 2,808千円   |
|    | 4   | 港湾費                            | 5,516千円   |
|    |     | 座間味ダム改修事業負担金                   |           |
|    |     | (一括) 歴史文化・健康づくり拠点整備施工管理委託料費    |           |
|    | 4   | 港湾費                            | 136,028千円 |
|    |     | (一括) 歴史文化・健康づくり拠点整備工事請負費       |           |
| 10 | 教育費 |                                | 364,533千円 |
|    | 1   | 教育総務費                          | 3,663千円   |
|    |     | (一括) 座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施工管理委託費 |           |
|    | 1   | 教育総務費                          | 49,942千円  |
|    |     | (一括) 座間味村戦争及び戦跡記念碑等整備事業(阿嘉島)   |           |
|    | 2   | 小学校費                           | 8,658千円   |
|    | 2   | 小学校費                           | 261,248千円 |
|    |     | 阿嘉小学校校舎改築工事                    |           |
|    | 3   | 中学校費                           | 2,100千円   |
|    |     | 阿嘉小中学校耐力度調査委託費                 |           |
|    | 3   | 中学校費                           | 14,758千円  |
|    |     | 教員宿舎解体工事                       |           |
|    | 4   | 幼稚園費                           | 24,164千円  |
|    |     | 幼稚園解体工事                        |           |
|    | 合計  |                                | 513,785千円 |

議案第4号

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,011千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ275,777千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|-----------|-----------|---------|--------|---------|
| 1 国民健康保険税 |           | 30,668  | △570   | 30,098  |
|           | 1 国民健康保険税 | 30,668  | △570   | 30,098  |
| 10 繰入金    |           | 35,111  | 14,581 | 49,692  |
|           | 1 一般会計繰入金 | 25,110  | 14,581 | 39,691  |
| 歳入合計      |           | 261,766 | 14,011 | 275,777 |

歳出

(単位：千円)

| 款       | 項            | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|--------------|---------|--------|---------|
| 1 総務費   |              | 11,291  | △139   | 11,152  |
|         | 1 総務管理費      | 11,262  | △139   | 11,123  |
| 2 保険給付金 |              | 169,852 | △420   | 169,432 |
|         | 3 出産育児諸費     | 1,261   | △420   | 841     |
| 6 保健事業費 |              | 3,570   | △183   | 3,387   |
|         | 2 保健事業費      | 1,786   | △183   | 1,603   |
| 9 諸支出金  |              | 11,234  | 7,655  | 18,889  |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 234     | 7,655  | 7,889   |
| 10 予備費  |              | 1,529   | 7,098  | 8,627   |
|         | 1 予備費        | 1,529   | 7,098  | 8,627   |
| 歳出合計    |              | 261,766 | 14,011 | 275,777 |

議案第5号

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,231千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款      | 項       | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1 事業収入 |         | 702,116 | △54,231 | 647,885 |
|        | 1 運航収入  | 698,330 | △50,634 | 647,696 |
|        | 2 営業収益  | 3,784   | △211    | 3,573   |
|        | 3 営業外収益 | 2       | △3,386  | △3,384  |
| 歳入合計   |         | 821,736 | △54,231 | 767,505 |

歳出

（単位：千円）

| 款      | 項        | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|--------|----------|---------|---------|---------|
| 1 運航費用 |          | 539,182 | △16,712 | 522,470 |
|        | 5 燃料潤滑油費 | 214,362 | △20,000 | 194,362 |
|        | 6 養缶水費   | 2,244   | △250    | 1,994   |
|        | 8 雑費     | 2,180   | △260    | 1,920   |
|        | 9 船費     | 312,965 | 3,798   | 316,763 |
| 2 営業費用 |          | 121,673 | △7,519  | 114,154 |
|        | 5 店費     | 106,096 | △7,519  | 98,577  |
| 4 事業税費 |          | 60,000  | △30,000 | 30,000  |
|        | 1 営業外費用  | 60,000  | △30,000 | 30,000  |
| 歳出合計   |          | 821,736 | △54,231 | 767,505 |

議案第6号

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款          | 項      | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|------------|--------|---------|--------|---------|
| 1 簡易水道事業収入 |        | 32,153  | △1,555 | 30,598  |
|            | 1 営業収入 | 32,153  | △1,555 | 30,598  |
| 3 繰入金      |        | 69,627  | 1,479  | 71,106  |
|            | 1 繰入金  | 69,627  | 1,479  | 71,106  |
| 歳入合計       |        | 160,821 | △76    | 160,745 |

歳 出

(単位：千円)

| 款         | 項       | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       |
|-----------|---------|---------|-------|---------|
| 1 簡易水道事業費 |         | 121,343 | △76   | 121,267 |
|           | 1 営 業 費 | 121,343 | △76   | 121,267 |
| 歳 出 合 計   |         | 160,821 | △76   | 160,745 |

第2表 繰越明許費補正

| 款         | 項     | 事業名              | 金額      |
|-----------|-------|------------------|---------|
| 1 簡易水道事業費 |       |                  | 4,884千円 |
|           | 1 営業費 | 簡易水道事業施設整備（管路整備） | 4,884千円 |
| 合 計       |       |                  | 4,884千円 |

議案第7号

令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額  | 補正額  | 計      |
|---------|---------|--------|------|--------|
| 2 下水道収入 |         | 11,037 | △400 | 10,637 |
|         | 1 下水道収入 | 11,037 | △400 | 10,637 |
| 4 繰入金   |         | 39,760 | △291 | 39,469 |
|         | 1 繰入金   | 39,760 | △291 | 39,469 |
| 歳入合計    |         | 61,786 | △691 | 61,095 |

歳出

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額  | 補正額  | 計      |
|----------|----------|--------|------|--------|
| 1 下水道事業費 |          | 40,998 | 209  | 41,207 |
|          | 1 下水道事業費 | 40,998 | 209  | 41,207 |
| 2 公債費    |          | 20,787 | △900 | 19,887 |
|          | 1 公債費    | 20,787 | △900 | 19,887 |
| 歳出合計     |          | 61,786 | △691 | 61,095 |

議案第8号

令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額  | 補正額  | 計      |
|--------|---------|--------|------|--------|
| 2 事業収入 |         | 4,709  | △118 | 4,591  |
|        | 1 下水道収入 | 4,709  | △118 | 4,591  |
| 5 繰入金  |         | 6,100  | 118  | 6,218  |
|        | 1 繰入金   | 6,100  | 118  | 6,218  |
| 歳入合計   |         | 10,916 | 0    | 10,916 |

議案第9号

座間味村課設置条例の一部を改正する条例について

座間味村課設置条例（平成23年条例第11号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

課の事務分掌の見直しのため、本条例の一部を改正する必要がある。  
これが、本議案を提案する理由である。

条例第1号

座間味村課設置条例の一部を改正する条例

座間味村課設置条例（平成23年座間味村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項18号の次に「（19）環境衛生に関すること。」を加え、同条第2項「（19）環境衛生に関すること。」を削り、同条第2項3号「（3）港湾、空港及び公営住宅に関すること。」を「空港及び公営住宅に関すること。」に改め、同条第3項3号の次に「（4）港湾・漁港に関すること。」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第10号

### 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### （提案理由）

令和元年度の人事院勧告に基づく住居手当に関する見直の実施及び令和2年度より施行される会計年度任用職員条例の実施に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第2号

### 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年4月10日条例第1号）の一部を次のように改正する。

#### （職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号（1）中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号（2）中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第22条第1項及び第2項を削除する。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （住居手当に関する経過措置）

2 附則第1項に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の給与条例第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が500円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。以下に同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下に同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の給与条例第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（以下において「旧手当額」と

いう。)から500円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第1条の規定による改正後の給与条例第11条第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第1条の規定による改正後の給与条例第11条第2項の規定により算出される住居手当の同額に相当する額を減じた額が500円を超えることとなる職員

3 一部施行日の前日において第1条の規定による改正前の給与条例第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が500円を超える職員で、かつ、一部施行日以後に異動に伴い住居を移転することになった職員で、一部施行日以後においても住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、前項各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の給与条例第11条の規定にかかわらず、旧手当額から500円を控除した額の住居手当を支給する。

4 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における住居手当の支給に関する前2項の規定の適用については、これらの規定中「500円」とあるのは「1,000円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」とする。

5 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における住居手当の支給に関する附則第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「500円」とあるのは「1,500円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」とする。

#### 議案第11号

##### 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

沖縄振興特別措置法の一部改正に伴い、課税免除適用期間を延長するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第3号

### 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年3月9日条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から適用する。

## 議案第12号

### 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味村水洗便所改造等資金貸付基金について、概ね目的を達成していることから、基本額の変更をするため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第4号

### 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例

座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,000万円」を「500百万円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第13号

### 座間味村景観条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村景観条例の制定について、議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### （提案理由）

本村の多様な景観資源を守り・育て・創造し、良好な景観を次世代に継承するため必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号）の施行に関し条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第5号

### 座間味村景観条例

座間味村景観条例について下記のとおり制定する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 景観計画及びこれに基づく措置（第7条―第12条）
- 第3章 事前協議等（第13条）
- 第4章 行為の届出等（第14条―第21条）
- 第5章 景観重要建造物等の指定及び解除（第22条）
- 第6章 景観農業振興地域整備計画（第23条）
- 第7章 準景観地区（第24条―第55条）
- 第8章 景観むらづくり推進のための仕組み（第56条―第61条）
- 第9章 景観むらづくりの推進体制（第62条―第64条）
- 第10章 雑則（第65条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、本村の多様な景観資源を守り・育て・創造し、良好な景観を次世代に継承するために必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、村民参加の下、豊かな地域資源が永遠にまもられ、人と自然環境が共生する景観むらづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。
- (3) 村民 村内に住所を有する者及び村内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第3条 ケラマブルーと称される美しい海に囲まれ、多くの島々から構成される本村の自然景観は世界的に誇れる風景であり、また厳しい島嶼環境で培われてきた固有の文化、風土等は、本村のむらづくりの原動力として持続的に発展を支えるものであり、村民共有のかけがえのない財産である。この豊かな財産を次世代に継承することは村民一人ひとりの責務であり、私たちに課された使命である。人と自然環境が共生する景観むらづくりを実現するため、行政、村民及び事業者が協働で景観むらづくりに取り組まなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、景観むらづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 村は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、村民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 村は、村民、事業者等の景観むらづくりに関する意識を高めるとともに、景観むらづくりに関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、自らが景観むらづくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に地域の景観むらづくりに努めなければならない。

- 2 村民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び村との協働による景観むらづくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの業務が景観むらづくりに影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に景観むらづくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、村民及び村との協働による景観むらづくりの施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観計画及びこれに基づく措置

(景観計画の策定)

第7条 村長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観むらづくりを総合的かつ計画的に推進するため、座間味村景観計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

(景観計画策定の手続)

第8条 村長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、座間味村景観計画策定委員会の意見を聴かななければならない。

- 2 景観計画を変更するときは、座間味村景観審議会の意見を聴かななければならない。ただし、軽微な変更

については、適用しない。

(村民等による計画の提案)

第9条 法第11条第1項の規定により、法第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて、0.5ヘクタール以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、一人で、又は数人が共同して、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。この場合において、提案する団体等は当該区域の景観計画提案に係る素案を添えなければならない。

2 法第11条第2項の規定により、景観むらづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人及び一般社団法人若しくは一般財団法人は、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。

3 前2項の規定による提案は、法第11条第3項の規定に定めるところにより行うものとする。

(景観計画への適合)

第10条 本村で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

(国、県等に対する協力要請)

第11条 村長は、国、県等が実施する公共事業、電力会社等が実施する公益事業等については、村と共通の理念と目標を持って景観づくりを進めるよう、協力を要請することができる。

(既存建築物等への曲言、指導及び勧告)

第12条 村長は、既存の建築物、工作物、屋外利用、空き地、その他の対象について、その外観等が著しく景観を阻害すると認められるものについては、必要な措置を講ずるよう助言、指導及び勧告することができる。

2 村長は、前項の勧告を行おうとするときは、座間味村景観審議会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 事前協議等

(事前協議)

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出の前に村長に対して事前協議を行わなければならない。

2 村長は、前項の規定による協議を行うに際して、行為を行おうとする者に対し、助言及び指導することができる。

### 第4章 行為の届出等

(届出を要する行為)

第14条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は村長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(届出を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、規則で定めるもの。

(2) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの。

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(助言及び指導)

第17条 村長は、行為の届出又は変更があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとする。

(勧告、命令及び公表)

第18条 村長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは同条第5項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(要請)

第19条 村長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空き地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

(塗装行為の承認)

第20条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出若しくは第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る塗装行為その他建築物等の色彩に影響を及ぼす工事について、事前に村長の承認を得なければならない。

(完了届)

第21条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出若しくは第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了したときは、完了後7日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

## 第5章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第22条 村長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は同法第28条第1項の景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、座間味村景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

## 第6章 景観農業振興地域整備計画

(景観農業振興地域整備計画の策定及び変更)

第23条 村長は、法第55条第1項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、座間味村景観審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観農業振興地域整備計画の変更について準用する。

## 第7章 準景観地区

### (準景観地区)

第24条 村長は、法第74条第1項の規定により準景観地区を定めるとき、又は準景観地区を変更しようとするときは、あらかじめ、座間味村景観審議会の意見を聴くものとする。

### (建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度)

第25条 準景観地区内の建築物の形態意匠は、別表第2に定める建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、規則で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠のほか、景観アドバイザー又は座間味村景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観の形成に与える影響が小さいと村長が認める建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

2 建築基準法第68条の9第2項の規定により条例で定める準景観地区内の建築物の高さの最高限度は、別表第2に定める建築物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置、ブロック塀等の人工物の高さに適合するものでなければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

### (計画の認定)

第26条 準景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が第25条第1項の規定に適合するものであることについて、規則で定める申請書を提出して村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

2 村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に申請に係る建築物の計画が第25条第1項の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に規則で定める認定証を交付しなければならない。

3 村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が第25条第1項の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した規則で定める通知書を前項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（政令第12条で定める工事を除く。）は、することができない。

### (事前協議)

第27条 前条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、当該申請の前に、規則で定めるところにより、当該申請の内容について村長と協議しなければならない。

### (完了等の届出)

第28条 第26条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

### (違反建築物に対する助言又は指導)

第29条 村長は、第25条第1項の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者（次条において「工事主等」という。）に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ景観アドバイザー又は座間味村景観審議会の意見を聴くことができる。

### (違反建築物に対する措置)

第30条 村長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、工事主等が当該助言又は指導に従

わないときは、当該工事主等に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

- 2 村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、座間味村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)

第31条 国又は地方公共団体の建築物については、前5条の規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

- 2 準景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、その計画を村長に通知しなければならない。
- 3 村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第25条第1項の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたときあつては当該通知をした国の機関等に対して規則で定める認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときあつては、その旨及びその理由を記載した規則で定める通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。
- 4 第2項の通知に係る建築物の建築等の工事（政令第12条で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 5 村長は、国の機関等の建築物が第25条第1項の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、前条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第32条 準景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建築等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下、同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第26条第2項又は前条第3項の規定による認定があつた旨の表示をしなければならない。

- 2 準景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第26条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(報告及び立入検査)

第33条 村長は、この第25条から第34条までの規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

- 2 村長は、この第25条から第34条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(適用の除外)

第34条 第25条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 別表第1左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表右欄に掲げる対象となる規模に該当しない建築物
- (2) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- (4) 前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (5) 法第16条第7項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に掲げる行為に係る建築物
- (6) 公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められる建築物
- (7) 仮設の建築物又は地下に設ける建築物
- (8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物
- (9) その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものとして村長が認めたもの  
(工作物の形態意匠の制限と高さの最高限度)

第35条 準景観地区内の工作物の形態意匠は、別表第3に定める工作物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、規則で定める他の法令の規定により義務付けられた工作物又はその部分の形態意匠のほか、景観アドバイザー又は座間味村景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観の形成に与える影響が小さいと村長が認める工作物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

2 景観地区内の工作物の高さの最高限度は、別表第3に定める工作物の高さの最高限度に適合するものでなければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(計画の認定)

第36条 準景観地区内において工作物の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条第1項の規定に適合するものであることについて、規則で定める申請書を提出して村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた工作物の計画を変更して建設等をしようとする場合も、同様とする。

2 村長は、前項の申請書を受理した場合には、その受理した日から30日以内に、申請に係る工作物の計画が前条第1項の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に規則で定める認定証を交付しなければならない。

3 村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る工作物の計画が前条第1項の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した規則で定める通知書を前項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の工作物の建設等の工事(政令第12条で定める工事を除く。)は、することができない。

(事前協議)

第37条 前条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、当該申請の前に、規則で定めるところにより、当該申請の内容について村長と協議しなければならない。

(完了等の届出)

第38条 第36条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(違反工作物に対する助言又は指導)

第39条 村長は、第35条の規定に違反した工作物があるときは、建設等工事主（工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。）、当該工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者（次条において「工事主等」という。）に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ景観アドバイザー又は座間味村景観審議会の意見を聴くことができる。

(違反工作物に対する措置)

第40条 村長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、工事主等が当該助言又は指導に従わないときは、当該工事主等に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、座間味村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)

第41条 国又は地方公共団体の工作物については、前5条の規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 準景観地区内の工作物の建設等をしようとする者が国の機関等である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、その計画を村長に通知しなければならない。

3 村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る工作物の計画が第35条第1項の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあっては当該通知をした国の機関等に対して規則で定める認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあっては、その旨及びその理由を記載した規則で定める通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第2項の通知に係る工作物の建設等の工事（政令第12条で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 村長は、国の機関等の工作物が第35条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国の機関等に通知し、前条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第42条 準景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建設等工事主、設計者、工事施工者（工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下に第35条から第44条までにおいて同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第36条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 準景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第33条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(報告及び立入検査)

第43条 村長は、この第35条から第44条までの規定の施行に必要な限度において、工作物の所有者、

管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該工作物につき、その建設等に関する工事のうち屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

- 2 村長は、この第35条から第44条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、工作物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該工作物の屋外に面する部分及びこれに使用する材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(適用の除外)

第44条 この第35条から前条までの規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。

- (1) 別表第1左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表右欄に掲げる対象となる規模に該当しない工作物
- (2) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された工作物
- (3) 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された工作物
- (4) 前号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (5) 法第16条第7項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に掲げる行為に係る工作物

- 2 準景観地区が指定され、又は変更された際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物が、第35条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該工作物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

(開発行為等の制限)

第45条 法第75条第2項の規定に基づき準景観地区内において規制する行為は、別表第1に掲げる開発行為等とする。

- 2 前項の開発行為等は、別表第4に定める行為の制限に適合するものでなければならない。ただし、景観アドバイザー又は座間味村景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観の形成に与える影響が小さいと村長が認める開発行為等にあつては、この限りでない。

(計画の許可)

第46条 準景観地区内において開発行為等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が前条第2項の規定に適合するものであることについて、規則で定める申請書を提出して村長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた開発行為等の計画を変更して開発行為等をしようとする場合も、同様とする。

- 2 村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に申請に係る開発行為等の計画が前条第2項の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に規則で定める許可証を交付しなければならない。
- 3 村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る開発行為等の計画が前条第2項の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した規則で定める通知書を前項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 4 第2項の許可証の交付を受けた後でなければ、同項の開発行為等の工事は、することができない。

(事前協議)

第47条 前条第1項に規定により許可の申請をしようとする者は、当該申請の前に、規則で定めるところにより、当該申請の内容について村長と協議しなければならない。

(完了等の届出)

第48条 第46条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(違反開発行為等に対する助言又は指導)

第49条 村長は、第45条第2項の規定に違反した開発行為等があるときは、開発行為等工事主（開発行為等をする者をいう。以下同じ。）、当該開発行為等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該開発行為等に係る物件の所有者、管理者若しくは占有者（次条において「工事主等」という。）に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ景観アドバイザー又は座間味村景観審議会の意見を聴くことができる。

(違反開発行為等に対する措置)

第50条 村長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、工事主等が当該助言又は指導に従わないときは、当該工事主等に対し、開発行為等の工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、座間味村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(国の機関等が行う開発行為等に対する許可等に関する手続の特例)

第51条 国の機関等が行う開発行為等については、前5条の規定は適用せず、次項に定めるところによる。

2 準景観地区内において、国の機関等が開発行為等をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、村長と協議しなければならない。

(工事現場における許可の表示等)

第52条 準景観地区内の開発行為等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、開発行為等工事主、設計者、工事施工者（開発行為等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下この第45条から第55条までにおいて同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第46条第2項の規定による許可があった旨の表示をしなければならない。

2 準景観地区内の開発行為等の工事の施工者は、当該工事に係る第46条第2項の規定による許可を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(報告及び立入検査)

第53条 村長は、この第45条から第55条までの規定の施行に必要な限度において、開発行為等に係る物件の所有者、管理者若しくは占有者、開発行為等工事主、設計者、工事監理者又は工事施行者に対し、開発行為等に関する工事の計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 村長は、この第45条から第55条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、開発行為等の敷地又は工事現場に立ち入り、開発行為等に関する工事の設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(監督処分等)

第54条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開発許可を取り消し、若しくは開発許可に付した条件を変更し、又は開発行為に関する工事の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) この第45条から第55条までの規定に違反している者
  - (2) 開発許可に付した条件に違反している者
  - (3) 偽りその他不正の手段により開発許可を受けた者
- (適用の除外)

第55条 この第45条から第55条までの規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 別表第1左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表右欄に掲げる対象となる規模に該当しない開発行為等
- (2) 政令第8条第3号及び第4号に掲げる行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 法第31条第1項の許可に係る行為
- (5) 景観計画に法第8条第2項第4号ロに掲げる事項(第45条第2項の行為の制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。)が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (6) 法第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画に第45条第2項の行為の制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。)に係る行為
- (7) 景観農業振興地域整備計画(第45条第2項の行為の制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項が定められているものに限る。)の区域内の農用地域内における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可に係る行為
- (8) 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可に係る行為、同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為

2 準景観地区が指定され、又は変更された際現に行われている開発行為等が、第45条第2項の規定に適合しない場合又は同項の規定に適合しない部分を有する場合においては、当核開発行為等又はその部分に対しては、この第45条から第55条までの規定は、適用しない。

## 第8章 景観むらづくり推進のための仕組み

(普及啓発)

第56条 村長は、村民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(相談制度)

第57条 村長は、良好な景観むらづくりに寄与すると認められる行為をしようとする者の技術的な相談に応えるため、第58条に規定する景観アドバイザー等の専門家の派遣又はあっせんを行うことができる。

(景観アドバイザーの認定)

第58条 村長は、良好な景観の形成を推進するため、景観むらづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観アドバイザーを置くことができる。

(関連制度との連携)

第59条 村長は、良好な景観づくりの実現を目指すために、地域計画、産業、観光、文化、その他景観づくりに関連する分野との連携を強化し、関連する制度や施策等の活用に努めなければならない。

(表彰)

第60条 村長は、景観むらづくりに寄与すると認める活動の計画について、その活動の計画を提案した個人又は団体を表彰することができる。

2 村長は、景観むらづくりに寄与している建造物等について、その所有者及び設計者等を表彰することができる。

(助成)

第61条 村長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その活動に要する経費の全部又は一部を助成することができる。

## 第9章 景観むらづくりの推進体制

(景観審議会の設置)

第62条 村長は、良好な景観の形成を推進するため、座間味村景観審議会を設置する。

2 景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の設置)

第63条 村長は、景観むらづくりの推進を図るため、村民、事業者等と協議を行う必要があると認めるときは、法第15条第1項に規定する協議会を設置することができる。

(景観むらづくり活動団体の認定)

第64条 村長は、良好な景観むらづくりの主体として取り組む団体で、規則で定める要件を満たすものを景観づくり活動団体（以下「活動団体」という。）として認定することができる。

2 活動団体の認定を受けようとする団体は、村長に申請しなければならない。

3 村長は、活動団体が第1項の要件に該当しなくなると認めるとき、又はその他活動団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 村長は、活動団体の認定又は認定の取り消しをしようとするときは、あらかじめ、座間味村景観審議会の意見を聴かななければならない。

## 第10章 雑則

(委任)

第65条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

別表第1（第14条関係）

| 対象となる行為  | 対象となる規模   |
|--|---|
| 1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更<br>【特定届出対象行為※1】 | ○建築面積が10㎡を超える建築に関する行為<br>○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が1/2を超えるもの  |
| 2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更<br>【特定届出対象行為※1】 | ○高さが3.0mを超える擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの<br>○高さが13mを超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの<br>○コンテナハウス、トレーラーハウスその他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの<br>○上記以外の工作物で高さが10mを超えるもの<br>○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で全延長が50mを超えるもの又は高さが2.0mを超えるもの<br>○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が1/2を超えるもの<br>○太陽光パネル面積の合計が50㎡を超えるもの |
| 3) 開発行為  | ○土地の面積が300㎡を超えるもの若しくは高さ3.0mを超えるのり面が生じるもの  |
| 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更                                   | ○土地の面積が300㎡を超えるもの若しくは高さ3.0mを超えるのり面が生じるもの  |
| 5) 木竹の伐採   | ○土地の面積が300㎡を超えるもの。但し、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く   |
| 6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積                                      | ○堆積の高さが3.0m以上若しくは土地の面積が300㎡以上で、堆積の期間が90日以上のも  |
| 7) 特定照明（ライトアップなど）  | ○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明の新設、増築、改設、移設、色彩などの照明方法の変更   |

※1：特定届出対象行為⇒景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。（変更命令）

別表第2 (第25条関係)

| 項目             | 集落景観保全<br>地区  | 自然景観保全<br>地区  | 農地景観形成<br>地区  | 島の玄関景観<br>形成地区   |                                     |
|----------------|---|---|---|--|-------------------------------------|
| 建築物の形態意匠に関する制限 | <p>①建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮すること。</p> <p>②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> |   |   | —  |                                     |
|                | 屋根の形状   | ①建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）、素材は琉球赤瓦葺きとすることが望ましい。  | —   | —  | ①建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）、素材は琉球赤瓦葺きとする。 |
|                | 屋根等の色彩  | ①建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観と調和に配慮すること。  | ①建築物の屋根等は、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、中明度かつ中～低彩度の色彩とし、周辺の景観との調和に配慮すること。   | ①建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。  | —                                   |
|                | 外壁の色彩   | ①周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 | ①周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 | ①建築物の外壁等に用いる色彩は、周辺の集落景観に配慮し、できるだけ落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩や、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 |                                     |
|                | 素材  | ①周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできるかぎり避ける。   |   |  |                                     |
|                | 屋外設備  | ①屋外整備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。  |   |  |                                     |
|                | 建築物の高さ・配置に関する制限   | <p>①座間味区及び阿嘉区：3階以下かつ13m以下</p> <p>①阿真区、阿佐区及び慶留間区：2階以下かつ10m以下</p>   | ①平屋かつ8m以下   |  |                                     |

| 項目                      | 集落景観保全<br>地区   | 自然景観保全<br>地区  | 農地景観形成<br>地区 | 島の玄関景観<br>形成地区   |
|-------------------------|--|---|--------------|--|
| 建築物の高<br>さ・配置に<br>関する制限 | ②緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮すること。<br>③建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所から眺望を阻害しないよう配慮すること。<br>④建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。<br>⑤太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。 |   |              |  |
|                         | ⑥地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。  |   |              | —  |
|                         | ⑦地形を活かした建築物等の配置を行うこと。  |   | —            | —  |
|                         | ⑧集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。<br>⑨周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。<br>⑩建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から1.0m以上後退させること。但し、狭小な敷地に住宅の建設を行う場合にはその限りではない。  | —   | —            | —  |
| 敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等       | ①敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。<br>②残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。<br>③垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを1.2m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。                        | ①敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。<br>②敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石炭岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面から1.2m以下とする。 | —            | ①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石炭岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑えること。 |
| その他                     | ①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。<br>②敷地内においては、常に整理整頓に努めること。  |   |              |  |

但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

別表第3（第35条関係）

| 項目       | 集落景観保全<br>地区  | 自然景観保全<br>地区 | 農地景観形成<br>地区 | 島の玄関景観<br>形成地区 |
|----------|---|--------------|--------------|----------------|
| 形態・意匠・色彩 | <p>①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺において、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤垣・柵を設ける場合は、生垣や石垣等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>⑥携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。</p> <p>⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けること。</p> <p>⑧工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> |              |              |                |
| 高さ・配置    | <p>①工作物の高さは1.3m以下とする。但し、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さは、避雷針も含めて2.5mとする。</p> <p>②工作物の高さは、地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。</p> <p>③工作物の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。</p> <p>④丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑥工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>⑦太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。</p>   |              |              |                |
| 緑化等      | <p>①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努めること。</p> <p>②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。</p> <p>③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。</p>  |              |              |                |

但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該工作物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

別表第4（第45条関係）

| 項目                            |                 | 集落景観保全<br>地区  | 自然景観保全<br>地区 | 農地景観形成<br>地区 | 島の玄関景観<br>形成地区 |
|-------------------------------|-----------------|---|--------------|--------------|----------------|
| 開発行為                          | 地形、擁壁・のり面       | ①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。<br>②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。<br>③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。              |              |              |                |
|                               | 緑化              | ①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。<br>②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化すること。                            |              |              |                |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 | 採取・採掘方法等、変更後の措置 | ①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。<br>②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。  |              |              |                |
|                               | 地形、擁壁・のり面       | ①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。<br>②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。<br>③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。              |              |              |                |
|                               | 緑化              | ①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。<br>②植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮すること。<br>③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景すること。 |              |              |                |
| 木竹の伐採                         | 伐採方法等、伐採後の措置    | ①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。<br>②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいすること。<br>③植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮すること。                                      |              |              |                |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | 高さ・位置・遮へい       | ①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること（3.0m以下）。  |              |              |                |
|                               | 堆積の方法           | ①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けること。   |              |              |                |
| 特定照明                          | 照明の方法           | ①最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮すること。<br>②過度な明滅（めいめつ）を避けること。  |              |              |                |

但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該開発行為等の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明は終わります。

日程第8. 議案第3号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

では進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第4号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第5号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第6号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

予算とはちょっと関係ないと思うんですが、今集落内、管の整備を行っていますが、その際にその後、舗装をしていっていると思うんですが、全部は確認していないんだけど、西側のメーンの道から脇に入る道の1メートルぐらいずつコンクリートを流していると思うんですが、それは役場からの指示なのか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

あす現場視察もありますので、議員の先生と一緒に現場確認をしながら、その辺もうちらも状況を把握していませんので、一回現場を確認して、その後に調整に入りたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第7号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第8号 令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第9号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番(宮平譲治議員)

これは産業振興課と船舶・観光課の中での業務の一部入れかえと思うのですが、去年ですか、新しく課を分けた上で、1年間を通してのそれぞれの業務体制を見た上で、このような判断になったのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それもありますし、また特に船舶・観光課に港湾と漁港に関することを移すことに関しましては、例えば港湾にしても、漁港にしても、外来船の係留について、あるいは船を巻き上げ機で揚げるときについては、土日関係なく申し込みが来たりします。基本船舶・観光課以外のセクションは月曜、金曜の出勤になっておりまして、なかなかこれがうまくスムーズにいかないときがあるということもあって、船舶・観光課は基本は365日空いていますし、業務の効率化から行くと、このほうがいいんじゃないかということ。それと環境衛生に関しましては、そもそも予算の項目が第4款になりまして、総務課の福祉ラインになるということ。それから去年、課の再編成を行ったときに、将来的には総務福祉課も解体をして、それぞれの課長が仕事をしやすい環境をつくるという話をさせていただきましたが、来年、再来年度に向けての布石というふうに考えていただければ、結構でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

すみません、全協で説明を聞いたら、ちょっと一般質問でやったのほうが、いっぱいある。ちょっと頭の整理ができていませんでした。わかりました。それで今、今度の人事を見ても、大変厳しい人材の状況かと思っております。産業振興課長と船舶・観光課が兼務ということもあります。その辺も含めて、職員の仕事の負担も軽減できるように、議員も含めてなんですが、しっかりと住民サービスにつながるような、役場の体制を築いていってほしいと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第11号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第11号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第12号 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第13号 座間味村景観条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

#### ○ 1番(宮平譲治議員)

この景観条例でうたわれている幾つかの中に、建物の高さだったり、13メートル以下だったり、できる限り現行の地形を生かした、開発行為をする際になるべく自然の地形を生かしただったり、樹木等が生えている場合はなるべく、それを全部きれいに伐採するのではなく、それも活用しながら、自然の状態を残すような緑化のあり方など、幾つか掲げておりますが、今、村が行っている公共事業で、恐らく今、港の建物も13メートルを超えているのかな。一部、目的達成のためにはその限りではないともうたわれておりますが、建物だったり、あと阿真地区の職員住宅も含めた、あの辺の木をほぼ全部伐採して、一気に全部整地した形なんです。今後村の工事等、これからもまだあると思うのですが、住民がそういう自分の施設だったり、何かをつくる場合のお手本となるような建物だったり、この景観に配慮した村が、庭づくりだったりを考えるべきではないのかと思うのですが、「これがお手本です。あそこを見てください」みたいな。阿真に関しても、一部道路の件でもめてはおりますが、木に関しても全部伐採していますし、一部残して、道も真っすぐではなく、もうちょっと自然な形での開発だったり、建物に関しても、あの高さが最大ですよとかいうような、見本になるような取り組みが今後できればと思っておりますので、その辺よろしくお願いします。

これをもとに今後、住宅建築だったりいろいろ、集落内の景観美化であったり、これを基本的な形でどんどん進めていくと思うのですが、その辺、村の指導体制等も含めて、お聞かせください。

#### ○ 議長(中村秀克)

松田 力産業振興課長。

#### ○ 産業振興課長(松田 力)

また着座にて説明させていただきます。まず基本的な考え方としましては、この景観条例が施行されて該当する建物が、お手元の資料の15ページにありますように届け出が必要となるのが、基本的に10平米以上に関する建築行為に関しては全て届け出が必要となっておりますので、今ありましたようにそういった観点から、やはり届け出のないものに関してはまた指導していきますし、また新たなる大きい開発行為に関しては、この別表1の300平米とか、そういった木の伐採とかに関して、これまで条例では細かいことを打ち出していないんですが、村だけで決めるのではなく、また別に審議会を設置する予定ですので、こういった届け出があった中で、そういったものに該当するものに関しては全て審議会に上げて結論を出すということですので、この辺は届け出があった際にはしっかりと確認しながら、審議会に上げるものなのか、村で判断できるものなのかをしっかりとこちらのほうで注視しながら、新たなる建築物に関しては行っていきたいと思っております。

あと最後に補足なんです。条例上は4月1日からの施行なんです。やはり今現に、もしかしたら民間でもやっているところがありますので、条例の適用に関しては10月1日以降から建てるものに関しては猶予期間がありますので、この辺は御理解いただきたいと思います。例えばなんです。今民間で、もしか

て自宅を建築予定であるとか、もう設計に入って終わる段階で、今4月から施行となったら、その人たちもまた経済負担とかいろいろ出てきますので、やはり猶予期間は設けないといけないということで、適用に関しては、この10月1日からの届け出となりますが、いろいろと県のほうにも、こういった条例関係は既に説明しておりますので、強制力はないんですが、県のほうでも多分受け付け、建築確認が直接届いた場合でも、座間味村はこういう条例ができていますという指導は行くと思いますので、またこの辺はしっかり県とも調整しながら行っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

わかりました。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 座間味村景観条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第13号 座間味村景観条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後4時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治